



## Osaka Gakuin University Repository

Title	国際組織の国際法人格の理論と実際（二・完） International Legal Personality of International Organizations: Theories and Practices (2)
Author(s)	東 泰介 (Taisuke HIGASHI)
Citation	大阪学院大学 法学研究 (OSAKA GAKUIN LAW REVIEW), 第 43 卷 第 1・2 号 : 1-48
Issue Date	2017.3.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

# 国際組織の国際法人格の理論と実際（二・完）

東 泰 介

## はじめに

### I 国際組織の国際法人格の概念

#### 1 国際法人格の定義

#### 2 国際法人格の根拠

### II 国際組織の国際法人格に関する議論の展開

#### 1 国際行政連合の国際法人格

#### 2 国際連盟の国際法人格

#### III 国際連合の国際法人格

#### 1 国連損害賠償事件

#### 2 国際司法裁判所の勧告的意見

#### (1) 国連の請求権とその根拠としての国際法人格

#### (2) 国連の職員に関する保護権と默示的権限（以上第四二一

卷二号）

### 3 裁判所の勧告的意見の検討（以下本号）

#### (1) 勧告的意見の意義

#### (2) 勧告的意見の問題点

### 4 勧告的意見の影響

### IV 国連以外の国際組織の国際法人格

#### 1 普遍的国際組織

#### 2 地位的国際組織

#### 3 国際商品組織

おりに

### 3 裁判所の勧告的意見の検討

#### (1) 勧告的意見の意義

裁判所が本件の勧告的意見で示した国連の国際法人格に関する判断については、以下のように述べておきたい。この勧告的意見の意義を積極的に認めるにすれば、国連の創設当時から提起されていた国連の国際法人格の存在を明確にしたことがあげられよう。国際行政連合や国際連盟に関して議論され、国連の創設時にも議論されながら、憲章では明示的に規定されなかつた国連の国際法人格の存在が国際司法裁判所によつて公式に認められたことになる。これによつて、国連を中心とする国際組織の国際法上の地位がより明確になつた。<sup>(42)</sup>

裁判所が本件において国連の損害賠償請求権の有無を判断するために、その国際法人格の存在を確認したことも基本的に容認されてよいであろう。国連の国際法人格の確認は、国連が加盟国とは別個の独立した存在であることを示しただけではなく、本件における国連と責任国である非加盟国のイスラエルとの法的な関係を明確にした点でも重要であつた。

国連が独自の国際法人格をもつことが明らかにされなければ、一般的にも国連と加盟国、イスラエルや他の非加盟国との権利義務関係を不明確にしたであろう。本件においていえば、国連自身が被つた損害に関してイスラエルに対する独自の賠償請求を行うことを困難にしたであろう。国連に代わつて加盟国がイスラエルに対して集団で、または個別に賠償を請求しなければならず、国連と関係国間の権利義務や責任の所在、賠償が得られた場合の配分問題を複雑にしたことには明らかである。<sup>(43)</sup>

他方、裁判所が国連の国際法人格の意味を国連が「国際法の主体であつて、国際的な権利・義務をもち、国際請求

を提起することによつてその権利を守る能力をもつ」ことであるとした点については、二つに分けて考えなければならぬ。まず、国連の国際法人格を国連が「国際法の主体であつて、国際的な権利・義務をもつ」ことであるとしたのは、国際法人格概念の意味を正確に示したものと言つてよい。しかし、裁判所が国連の国際法人格を「国際請求を提起することによつてその権利を守る能力をもつ」ことに結びつけたのは、行き過ぎであった。裁判所の国連の国際法人格に関する判断には、この点を含めて複数の基本的な問題があった。

## (2) 勧告的意見の問題点

第一の問題点は、裁判所が国連の国際法人格の存在を確認して、これを国連の国際請求を提起する能力の根拠にしたことである。上記のように、裁判所は、国連が国際法人格をもつことの意味として、国連が国際請求を提起することによつてその権利を守る能力をもつことを付加した。裁判所の説明によれば、「国際的請求を提起する能力」は、「国際法によつて認められた請求の確定、提示及び解決（処理）のための慣習的手段に訴えること」であった。これらの手段は、より具体的には、抗議、審査の要請、交渉、仲裁裁判所または国際司法裁判所規程で許容される範囲内で同裁判所に付託することであった。つまり、国連の国際手続法上の行為能力を意味した。<sup>(44)</sup>

このように、裁判所は、国連の国際法上の人格の存在を確認して、この国際法人格から国際請求を提起する能力を導く手法をとつた。言い換えれば、国連の国際法人格の帰結として国際請求を行う能力をもつことを認めたような立場を示した。そのため、裁判所は、国際法人格概念の論理的展開を誤つたと批判され<sup>(45)</sup>、その判断は、循環論法であるとの指摘を受けることになつた。<sup>(46)</sup> 勘告的意見は、国際法の解釈論ではなく、典型的な裁判所による立法（judicial

legislation) であるとも評された。<sup>(47)</sup> 裁判所の判断は、国際組織の国際法人格とこれを含む国際法上の地位に関するその後の議論を錯綜させるさわめて大きな要因になつた。本件の勧告的意見の最大の問題点であろう。

これに関連して、もう一点指摘しておきたい。裁判所は、いずれの法制度においても法の主体の性質や権利はからずしも同じではないとして、国連が国際法人格をもつことは、国家と同じ権利や義務をもつことを意味しないという正当な判断を示した。<sup>(48)</sup> にもかかわらず、国連の国際的な損害賠償請求能力に関しては、非加盟国との関係においても国家とまったく同等の手続的な行為能力をもつことをほとんど論証抜きで認めた。

勧告的意見の第二の問題点は、国連が非加盟国に対しても請求権を行使できると認めることを認める根拠として、国連が加盟国との関係だけでなく、非加盟国との関係でも主張しうる「客観的国際法人格」をもつとしたことに関係する。裁判所は、国連が非加盟国に対する請求権を持つ根拠として、この客観的国際法人格の観念に依拠したが、「国際社会の大多数を構成する五〇カ国は、国際法にしたがつて、国際的請求を行う能力とともに、たんにこれらの国のみによつて認められたのではない、客観的国際（法）人格をもつ実体を創設する権限をもつっていた」という短い断定的な言葉で述べただけで、その根拠をまったく説明しなかつた。<sup>(50)</sup>

裁判所は、国際社会の大多数の国家による客観的国際法人格をもつ国連を創設する権能を認める国際法として慣習国際法を意図したようであるが、そのような法規則の存在を論証しなかつた。当然のことながら、裁判所の判断は、条約法上確立した「条約は、第三者を害しも益しもせざ」(Pacta tertiis nec nocent, nec prosum) という原則に反するとの批判の対象になつた。<sup>(51)</sup>

勧告的意見の第三の問題点は、国連が権利や任務を行使（遂行－筆者加筆）しているという理由から「大幅な国際

的・人格」をもつてゐる」とした」とである。すでに明らかなように、法人格の概念は、具体的な権利義務や法律行為の種類や内容、範囲などを示すものではない。「大幅な国際法人格」という文言には、勧告的意見の影響ともみられる、若干の国際組織の設立条約における「完全な国際法人格」(full international legal (juridical) personality, la pleine <sup>(52)</sup> *personalité juridique internationale*) による文言の抽象的で感覚的ともいふべき形容詞と同様に、実質的な意味はない。勧告的意見のこのようないくつかの実質的な内容の乏しい抽象的な表現も、国際組織の国際法人格に関する議論を混乱させている一因であると言つてよいであろう。

裁判所は、本件における国連の国際法人格の存在を確認するとの本来の意味をより明確にするとともに、国連の国際的請求権と国際法人格の関係の説明ができる限り簡潔にして、国連の損害賠償請求を提起する能力を国際法人格からではなく、憲章の規定や実行から認められる国連の権利の侵害と結びつけて論じるべきであった。上記の通り、裁判所は、国連と加盟国の権利義務関係をかなり詳細に論じており、不可能ではなかつた。しかし、裁判所は、国連が国際法人格をもつたとし、その根拠を示すことに力を注いだ。そして、国連と非加盟国の関係では、その論拠を十分に示さないまま、もつぱら国連の客観的国際法人格の存在を断定的に示すことにとどまつた。<sup>(53)</sup> そのため、裁判所が国連の損害賠償請求を提起する能力を国際法人格から導いたことは、こゝそろ否定しがたいものになつた。

裁判所がこのようないくつかの対応をしたのは、本件を取り巻いた事情と総会の諮問に応えようとして、積極的に対応したことによるもので、必然的であつたように思われる。裁判所が総会の諮問に応えるために採用したのは、次のような手法であつた。

裁判所は、まず、「予備的判断」(preliminary observations, à titre préliminaire, les observations)を行つて、諮問事項 I

(a)と(b)における「責任のある法律上または事実上の政府に対する国際請求」(an international claim against the responsible *de jure* or *de facto* government, contre le gouvernement *de jure* ou *de facto* responsable une réclamation internationale) を国家に対する請求であると理解するとして、読み替えた。<sup>(54)</sup> ついでに、諮詢の実質的な内容を基本的に国連と加盟国間の関係で生じる問題として捉え、国連がその権利を侵害した国家に対して請求権を行使できるかどうか<sup>(55)</sup>とした。裁判所が行つたように、憲章第二条五項を始めとする憲章上または他の国際条約上、あるいは国際的実行上の根拠から、加盟国が国連に協力し、援助を与える義務を負つてゐることを論証することは容易であった。したがつて、国連が加盟国の義務違反から被つた損害に対しても請求権を行使できるとするにあはゞの困難はなかつた。国連が職員に対する危害で被つた自らの損害に関して請求権を行使できるとするにあはゞにも問題は生じそつうになかつた。

このように、裁判所は、勧告的意見の相当な部分を使って国連が加盟国との関係で請求権を持つことを確認して、それを非加盟国との関係にも当てはめた。そして、国連が損害を与えた責任国に対して損害賠償を請求する能力をもつとして、責任国が非加盟国である場合に、国連の国際請求能力に異議を申し立てられることができるかと問い合わせを否認した。その鍵は、裁判所が認めた国連の客観的国際法人格の存在であつた。

しかし、国連総会が決議で裁判所に求めたのは、国連が職務遂行中の職員に加えられた危害によつて被つた自らの損害と犠牲者の職員、またはその関係者のために、責任を負う「法律上のまたは事実上の」政府に対して国際請求を行ふ能力をもつか否かという問題に答えることであつた。<sup>(56)</sup> 国連と加盟国及び非加盟国間の、とりわけ後者の国際違法行為に対する前者の損害賠償請求提起する能力の存否を明らかにするのであつた。しかし、総会の直接の関心

は、言うまでもなく、国連調停官や監視員の殺害に責任を負うべき（独立宣言後間がなく、暫定政府しかなかった）イスラエルに対する請求権の有無を明らかにすることであった。

裁判所が国連憲章や国連特権免除条約、その他の協定、実行上の根拠に基づいて、国連と加盟国の間の権利義務関係や後者の義務違反から生じる国際責任の存在を示すことは容易であつた。国連とイスラエル間の一定の権利義務関係を示すこともそれほど困難ではなかつた<sup>(57)</sup>。しかし、裁判所は、国連とイスラエル以外の非加盟国との関係も考慮に入れて対応しなければならなかつた。

当時の国際法の状況では、特別な協定などがある場合を除いて、国連とイスラエル以外の非加盟国間の権利義務関係や、これら非加盟国による国連の権利侵害とこれに対する国連の請求権に関する明確な規則の存在を示すことは容易ではなかつた。そのため、裁判所は、国連事務局や若干の有力な加盟国の意向も考慮に入れて、国連の客観的国際法人格に象徴される法理論上の問題を承知の上で、国連の加盟国と非加盟国の双方に対して国際請求を提起する能力を国際法人格に基づいて容認することを選んだとみてよいであろう。

#### 4 勧告的意見の影響

本件の勧告的意見は、当然のことながら、国際組織の国際法人格や国際法上の権利義務と行為能力ないし権能、権限に関する議論や実行に大きな影響を及ぼした。まず、国際組織の国際法人格に関しては、勧告的意見の後、国連以外の国連専門機関を含む普遍的国際組織が客観的国際法人格をもつことが広く認められるようになつた。また、若干の国際組織では、設立条約で当該組織の国際法人格について明示的に規定するようになった。

勧告的意見は、国際組織の国際法人格の根拠や性質に関する対立的な学説も生んだ。一方で、勧告的意見は、国連の国際法人格が国連を設立した国家によって与えられたことを認めたものとして、伝統的な国家中心主義的な立場に近い論者に自らの立場に有力な拠り所を与えたものと受け止められた。国際組織は、当該組織を設立した国際法の本源的主体 (original subject) である国家の国際法人格から導かれた派生的主体 (derived subject) であり、その国際法人格も「派生的国際法人格」 (derivative international legal personality) であるとするザイドル・ホーエンフェルデルン (I. Seidle-Hohenfeldern) などの派生的国際法人格説では、普遍的国際組織以外の国際組織の国際法人格は、基本的に当該組織を設立した国家間においてのみ認められ、非構成員国との関係では、明示的または默示的に承認されなければならぬとするものである。<sup>(59)</sup> しかし、派生的国際法人格の議論に批判的であつたサイエルステッペ (F. Seyersted) は、勧告的意見が国連に限つて「客観的国際法人格」 (objective international personality) を認めたことに満足せず、すべての国際組織は、設立されて存在するという客観的事実から、国家と同様に、一般国際法に基づいて当然に客観的国際法人格をもつという議論を展開した。<sup>(60)</sup>

裁判所の勧告的意見は、国際組織の国際行為能力や権能ないし権限に関する議論にもきわめて大きな影響を及ぼしている。ラマ・モンタルド (M. Rama-Montaldo) <sup>(61)</sup> は、国際組織の国際法上の行為能力ないし権能や権限が当該組織の国際法人格の帰結として生じると論じた。国家を中心とする実体の国際法人格は、当該実体が国際法上の権利義務や行為能力をもつことから認められるとして、前者をむしろ後者の帰結のようにとらえていた従来の一般的な認識とはまったく逆の見解であった。そして、裁判所の判断の影響を受けた論者が徐々に増えて、議論が一層錯綜することになつた。<sup>(62)</sup>

勧告的意見以後、国際組織、とりわけ普遍的国際組織が職員に関する「機能的保護権」をもつことが広く認められるようになった。この職員に関する機能的保護権は、組織や職員の特権免除とともに、国際組織の法的地位を強化する役割を果たしている。また、裁判所が国連の職員に関する機能的保護権は、憲章の「必然的な含意」(necessary intendment, nécessairement impliquée)から生じるとした<sup>(63)</sup>ことから、すでに言及した、国際組織の設立文書に明示的な規定がなくても、当該組織の国際的な能力や機能ないし権限は、組織の目的の達成や任務の遂行に必要であれば、設立文書で暗黙のうちに認められているという「默示的権限」論の有力な理論的根拠を提供することになった。<sup>(64)</sup>しかし、サイエルステッドは、多数の国際組織の実行の観察に基づいて、「派生的国際法人格説」の立場の論者が国際組織の国際行為能力や機能ないし権限の法的根拠を、組織の設立条約に、したがって、組織を設立した諸国の意思に求めた「委任権限」(derived power)論だけでなく、默示的権限論にも異論を唱えて、国際組織は、設立条約で禁止されているか、当該組織の目的によって制限されない限り、すべての国際的行為を行う固有の権限をもつという、「固有の権限」(inherent power)論を展開した。<sup>(65)</sup>勧告的意見は、国際組織の法人格や行為能力ないし権限の性格を組織の目的や任務と結びついたものとする、「機能主義」(functionalism)の理論ももたらした。

## IV 国連以外の国際組織の国際法人格

国連以外の国際組織も国際法上の権利義務の主体であり、国際法人格を持つこと、とりわけ国連専門機関などの普遍的国際組織が客観的国際法人格を持つことは、「国連損害賠償事件」の勧告的意見以来、広く認められている。構

成員国の数が非常に少ない地域的国際組織であっても、設立条約の明示的規定や組織の設立時と事後の構成員国との間で設定される一般的・個別的な権利義務関係からも国際法人格の存在は明らかである。また、国際組織と非構成員国や他の国際組織との間でも、協力協定の締結などを通じて国際法上の権利義務関係が設定されている場合や非構成員国が国際法上の効果の生じる行為、たとえば相互に代表を派遣・接受し、組織に特権・免除を付与することなどを通じて地域的国際組織の法的地位を認めている場合にも、当該組織の国際法人格の存在は、争う余地のないものとなる。

問題は、地域的国際組織と非構成員である国家との間に一定の国際法上の権利義務関係が存在しない場合にも、この組織の国際法人格の存在が認められるのか否かである。言い換えれば、すべての国際組織は、普遍的なものか、地域的なものかを問わず、また他の国際組織を含む国際法主体との関係において当然に客観的国際法人格をもつか否かである。この問題については、肯定論と否定論の二つの対立する見解がある。否定論がなおも有力であるようと思われるが、国連国際法委員会（ILC）における国際組織の責任に関する条文案の審議や、国際法学会（Institut de Droit International, Institute of International Law : IDI, IIL）における国際組織の義務不履行に関する構成員国の第三者に対する責任に関する決議の審議をめぐる議論では<sup>(66)</sup><sup>(67)</sup>、国際組織がその規模に関係なく、客観的国際法人格をもつことを認められる見解が有力になりつつあるようにもみえる。しかし、この問題について確定的に判断するための材料は、きわめて限られている。<sup>(68)</sup>

この問題を複雑にしている要因として、国際組織の国際法人格に関して「対抗力」（opposability）の問題が絡めて論じられることがあげられる。国際司法裁判所が「国連損害賠償事件」の勧告的意見で国連の国際法人格から国際請

求を提起する能力を導き、国連がこのような国際法人格をもつことを国連加盟国だけでなく、非加盟国に対しても有効に主張できることを認めるような判断を示したため、国連の国際法人格の対抗力を認めたものとして捉えられ、重要な意味をもつことになったのである。<sup>(69)</sup> 実際、多くの論者が、国際組織の国際法人格の対抗力を論じるようになつた。国際法学会の一九九五年のリスボン会議における第五委員会でも多数の委員が支持したようである。<sup>(70)</sup>

しかしながら、周知のとおり、国際組織の国際法人格は、当該組織の国際法上の権利を享有し、義務を負担する資格をさすものであり、若干の論者が主張するような具体的な権利義務とは直接結びつかず、国際的な行為能力などを導くことはできない。したがって、国際組織の国際法人格の対抗力を論じる実際的な意味はほとんどないようと思われる。なぜなら、対抗力の本質は、当事者の一方が他方に対してもうらの地位や行為を法的に有効なものとして主張できるということである。言い換えるれば、当事者の一方に相手側の主張を受け入れる義務があることになる。しかし、相手側の主張に法的な根拠がない限り、要求を受け入れる義務はない。それに、国際組織の国際法人格が客觀性をもつとしても、条約や慣習国際法上の根拠がない場合、当該組織は、他の国際法主体との関係において国際法上の個別の権利、あるいは国際請求の提起権や条約締結権、使節権などの行為能力、国際違法行為に関する責任能力をもつことはない。

国際組織の客觀的国際法人格説を先導して、国際組織は、その目的や設立条約で制約されない限り、国家と同様の国際法上の行為能力をもつとさえ主張したサイエルステッドも以下のように述べている。

「国際組織が国家と同様に客觀的国際法人格をもつことは、この組織が国際法上の権利義務の主體であり、組織と關係をもつ他の国際法主體によつて国際法の主體として扱われなければならないことを意味するだけであつて、他の

国際法主体がこの組織と外交的または他の特別な関係に入る義務をもつことを意味しない。」<sup>(72)</sup>

いずれにしても、国際組織の国際法人格の客觀性や対抗力などの問題に関しては、国際的実行が確立しているわけではなく、依然として理論的な議論の段階にとどまっている。したがって、現状では、すべての国際組織に関する国際法人格の客觀性や対抗力を論じても実益に乏しいと言わざるを得ない。そこで、国連以外の国際組織の設立条約における国際法人格に関する関連規定から、国際社会における国際組織の国際法人格の状況をみることにする。

若干の国際組織の設立条約は、当該組織が国際法人格を持つことを明示的に規定している。<sup>(73)</sup>また、設立条約に当該組織の法人格に関する明確な規定があり、国際法人格をさすことが認められている場合もある。もつとも、設立条約において当該組織の法人格について明示的に規定しているが、国際法人格をさすのか、構成員国の国内法上の人格をさすのかが明らかでないものや、国内法上の人格をさすとみられるものも相当数ある。<sup>(74)</sup><sup>(75)</sup>

すでに明らかなように、国際組織の国際法人格を設立条約で明示的に規定する必要はない。しかし、設立条約で当該組織の構成員国から独立した法的地位を明確に示すことは、さほど実質的な意味をもたないにしても、組織と構成員国間の関係だけでなく、組織と非構成員国との関係においても一定の意義をもちうる。国際法人格の存在を示す明確な規定があれば、当該組織の具体的な国際法上の権利義務や行為能力とは関係がなく、形式的・象徴的な文言などまるにしても、組織の法的地位に関する議論を回避することができる。非構成員国の場合には、国連や普遍的国際組織を除いて、国際組織との間で特別な法的関係を設定しない限り、当該組織の国際法人格を認める法的義務を負わないが、組織の立場を確認することができる。国際組織の設立条約で国際法人格に関する明示的な規定を設けている例として筆者が把握しているのは、以下のようなものである。

## 1 普遍的國際組織

(1) 国連の専門機関である國際農業開発基金 (IFAD) の設立協定第一〇条（法的地位、特権及び免除）一項（法的地位）によれば、「基金は、國際法人格 (international legal personality) を有する。」<sup>(76)</sup> (2) 投資紛争解決國際センター (ICSID) 条約第六節（地位、免除及び特権）第一八条では、「センターは、完全な國際法人格を有する (full international legal personality)。」<sup>(77)</sup> (3) センターの法律上の能力 (legal capacity) には、(a) 契約する、(b) 不動産及び不動産を取得し、処分する、(c) 訴訟を提起することなどの能力が含まれるとして、典型的な国内法上の行為能力も含めている。<sup>(78)</sup> したがって、センターの行為能力に国内法上の主要な行為能力を含ませる意図がみられる。 (4) 国連海洋法條約 (UNCLOS) の國際海底機構 (ISA) に関する第一部第四節の第一七六条（法的地位）は、次のように機構の國際法人格とともに、國際法上の行為能力をもつことも明らかにしている。「機構は、國際法人格を有し、かつ、その任務の行使及び目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。」<sup>(79)</sup> (5) 國際刑事裁判所 (ICC) 規程第四条一項もほぼ同様の規定である。

## 2 地域的國際組織

地域的國際組織の設立条約において当該組織の國際法人格について明確に規定しているのは、以下のようなものである。

(1) アフリカ開発銀行 (ADB) の設立協定第五〇条は、「銀行は、委託された目的及び任務をはたすことを可能にするため、完全な國際的人格を有する」と規定している。<sup>(80)</sup> (2) 東・南部アフリカ共同市場 (COMESA) 条約第一八六条

によれば、共同市場は「国際法人格を享有する (shall enjoy international legal personality)<sup>(81)</sup>」(3) ベネルクス共同体 (BENELUX) 条約第二八条は、共同体の「特権及び免除の授与のために国際法人格をもつ」と規定している。以下の国際組織の設立条約では、当該組織が「国際法人格」をもつとともに、任務の遂行と目的の達成に必要な法的能力をもつとも規定している。(4) ウエインド洋まぐろ類機関 (WIOTO) の設立条約第八条一項、(5) 中西部太平洋マグロ類委員会 (WCPEFC) の設立条約 (高度回遊性魚種保存管理条約) 第九条六項<sup>(82)</sup>、(6) 上海協力機構 (SCO) 憲章第一五条<sup>(83)</sup>、(7) 欧州森林研究所 (EFI) の設立条約第一二条<sup>(84)</sup>、(8) ラテン・アメリカ・カリブ経済機構 (SELA) の設立条約第二条<sup>(85)</sup>、(9) 南米南部共同市場 (メルコスール・MERCOSUR) の追加議定書第三四条<sup>(86)</sup>、(10) アンデス共同体 (CAN) の設立条約であるカルタヘナ協定議定書第四八条<sup>(87)</sup>、(11) カリブ災害緊急災害管理機関 (CDEMA) の設立協定第三条一項などである。

設立条約で当該組織が法人格をもつことを明示的に規定しており、関連規定との文脈上、または組織を設立した際の事情、関連する先行組織との関係などから国際法人格をさすことが認められているものがある。東南アジア諸国連合 (アセアン・ASEAN) 憲章と欧州連合 (EU) の里斯ボン条約が典型的な例である。

アセアン憲章第三条は、次のような規定である。「アセアンは、政府間組織としてここに法人格を付与される。」同条の文言と他の関連条文、憲章採択時の事情から、国際法人格をさすとみられる。一般的にもそのように受け止められている。<sup>(91)</sup> 欧州連合 (EU) に関する条約 (里斯ボン条約) 第四七条の「連合は、法人格を有する」という規定も同様である。従来の連合条約には、このような規定はなかつたが、里斯ボン条約によって国際法人格をもつことが確立していた先行組織の欧州共同体 (EC) <sup>(92)</sup> が消滅して、その機能が連合に移されたことに対応して取られた措置である。

この規定が国際法人格をさすことは、EUの内外で広く認められている。

### 3 国際商品組織

少数の国際商品組織の設立条約も当該組織が国際法人格をもつことを明示的に規定している。<sup>(93)</sup> 以下のようなものがである。

国際砂糖機関（ISO）の設立条約である一九九二年の国際砂糖協定第六条一項は、機関が「国際法人格」をもつことを明示的に規定している。<sup>(94)</sup> 同様の規定は、国際オリーブ理事会（IOC）の設立協定第五条一項にもある。<sup>(95)</sup> 国際ジュート究研究会（IISG）の任務設定協定第一六条(a)もそうである。<sup>(96)</sup>

国際組織の設立条約における国際法人格に関する規定をめぐる上記のような実行に関しては、以下のようなことが言えるであろう。第一に、設立条約に国際法人格に関する明示的な規定を盛り込む事例は、一九四九年の国際司法裁判所の「国連損害賠償事件」に関する勧告的意見後、徐々に増えてきているが、一般的な傾向にまではなっていない。<sup>(97)</sup> 第二に、設立条約で規定する当該組織の「法人格」が国際法人格をさしているとみられる場合がある。東部カリブ諸国経済連合機構（OECS）の設立条約である改正バサテール条約第二一条一項における同機構が「国際組織として法人格を享有する」という規定が好例である。<sup>(98)</sup> 東南アジア諸国連合（アセアン：ASEAN）憲章第三条に通じる。これらの事例は、国際組織の設立条約で規定する当該組織の「法人格」がなにをさすのかという判断が必要な場合があることを裏付ける。

第三に、国際組織の設立条約では、当該組織が国際法人格をもつことを規定するだけにとどめず、任務の遂行や目

的の達成に必要な国際法上の行為能力をもつことを規定する場合が多い。<sup>(98)</sup> これは、国際組織が国際法人格をもつだけでは、国際法上の具体的な権利義務や行為能力をもつことを意味しないという諸国間の一般的な認識を示すものといえよう。言い換えれば、国際組織の国際法人格から当該組織の国際法上の権利（義務）能力や行為能力、さらには責任能力を導くことはできないという法人格概念の的確な認識を反映していると言えよう。

第四に、これに関連づけていえば、国連の事例からも明らかなように、国際組織の設立条約で当該国際組織の国际法人格について規定していなくても、当該組織が国際法人格をもたないことにはならない。従来の欧州連合（EU）や東南アジア諸国連合（ASEAN）の設立条約には国際法人格に関する規定はなかつたが、国際法上の権利や義務を行使し、履行していたし、条約締結などの行為能力を行使していた。欧州連合は、旧ユーゴスラビアの解体過程で生じた紛争の際に、モスタル（Mostar）の統治さえ行っている。したがって、リスボン条約以前の欧州連合条約に国际法人格に関する規定が設けられなかつたという事実やこれに関連した関係者の説明に依拠して、連合には国際法人格がなかつたという一部の論者の見解は、容認されないことになる。<sup>(99)</sup>

第五に、構成員数の少ない地域的国際組織に関する問題として、国際法人格の存在を非構成員である国家に対して有効に主張できるかという客観的国際法人格や対抗力の問題に関しては、当該組織がそのような国家との間で協定などを通じて特別な関係をもつている場合を除いて、確定的な判断を可能にするような十分な実行は認められない。したがって、問題は、なおも理論的な段階にとどまっていると言つてよいであろう。

## おわりに

国際行政連合の出現以来、長年にわたって議論されてきた国際組織の国際法上の地位にかかる国際法人格について、理論と実際の両面から検討した。これらの作業を通じていくつかのことが明らかになった。とくに重要な事柄をあげてこの小論を閉じることにする。

第一に、国際組織の国際法人格をめぐる議論が錯綜している基本的な原因として、多くの論者によつて国際法人格の概念の象徴的で抽象的な性格が明確にされないまま、論じられてきたことがあげられる。ローマ法以来の歴史的背景をもち、国内法で発達してきた法人格の概念は、法人格者というより具体性のある法的実体の存在を示す概念とともに用いられているが、本来、法的実体の資格や地位を抽象的に示し、権利義務を享有する資格ないし地位をさすに過ぎないものであり、個別の具体的な権利義務をさすものではない。ましてや、新たな国際法上の権利義務を生じさせる法律的行为や違法行為に関して生じる国際責任とは関係がない。しかし、多くの論者によつて国際法人格の概念が国際組織の国際法上の地位に関して実体的な内容をもつものとして論じられるようになつた。<sup>(10)</sup>そのため、国際組織の国際法人格と具体的な国際法上の権利・義務だけでなく、国際法上の行為能力、さらには国際責任能力まで結び付けるような議論が展開されるようになった。

第二に、「国際組織の国際法人格の概念をめぐる上記のような議論の展開に一九四九年の国際司法裁判所の「国連損害賠償事件」に関する勧告的意見の判断が絡んでいることを改めて指摘しておかなければならない。裁判所は、この

勧告的意見で事件当時、国連の非加盟国であったイスラエルに対する国際請求を提起する能力の有無を判断するにあたり、国連が非加盟国との関係においても「客観的国際法人格」をもつことを明らかにしたが、一般論として国連の国際請求権の根拠を国際法人格から導くような手法を用いた。裁判所は、十分な根拠を示さないまま、この部分をきわめて簡潔に述べるにとどめたが、国連の国際法人格の存在を国際法上の権利義務を持つことの帰結として認めるのではなく、国連の国際法人格の帰結として国際法上の請求権を導くような判断をして、ローターパクトやボウエットなどが、「循環論法」と呼んだ議論の大きな要因を作った。<sup>(10)</sup> そして、裁判所の権威がその後の国連を含む国際組織の国際法人格をめぐる議論を混乱させることになったのである。

本稿を閉じるにあたって、重ねて以下の点を明確にしておきたい。国際組織の国際法人格から国際法上の権利義務や行為能力、責任能力などを導くことは、法人格に実質的な内容をもたらせようとしており、法人格の基本概念を歪曲するものである。<sup>(11)</sup> 国際組織の国際法人格は、国際組織が国際法上の権利能力や条約締結権を中心とする国際法上の行為能力、国際違法行為に対する責任能力をもつことの帰結として認められるのであって、これらの能力が国際法人格の帰結として生じるわけではない。国際法人格をもたない国際組織が独自の国際法上の行為能力や責任能力をもつ余地はないが、国際法上の権利能力を象徴する国際法人格から具体的な国際法上の行為能力や責任能力を導いてはならないということである。そのような議論は、国連国際法委員会における国際組織の責任に関する条文案の審議の際に、コスケニエミ委員が指摘したように、「馬の前に荷車をおく」に等しいのである。<sup>(12)</sup>

これに関連づけて言及すれば、かつてザイドル・ホーエンフェルデルンを中心に、若干の論者が国際組織の国際法人格を「派生的国際法人格」であると論じたことが想起される。<sup>(13)</sup> 国際組織は、国際法の本源的主体である国家によつ

て設立された派生的主体であり、その国際法人格も国家の国際法人格から派生したものとする議論であった。国際組織の国際法人格の起源ないし由来をより端的に示す意図によるものと思われ、理解できなくはないが、法人格が起源や由来に関係なく、すべての法主体に固有の属性であることを曖昧にするもので、法的議論としても適切ではなかった。

いずれにしても、国際法人格の概念に本来含まれていない内容や機能を持たせようとは、同概念を過剰に働かせる（over work）ことであって、直接的な因果関係のない概念と实体を結び付けようとするものであり、国際組織法の正常な発展に寄与するとは考えにくい。物事の概念や観念の過度の理論的操作は、その本質を見失わせやすい。とはいっても、すべての理論や観念は、時空の制約を受けており、国際組織の国際法人格に関する概念や内容を不变のものとして論じてはならないことも確かである。国際組織の国際法人格も国家の国際法人格と同様に、団体法人格として生成してきたものであり、国際組織法と国際法の進展を考慮に入れなければならないことは言うまでもない。<sup>106</sup>

もう少し付言すれば、国際組織の国際行為能力や責任能力は、国際法人格の抽象的な議論と切り離して、法的根拠とともに具体的な内容を個別的に検討しなければならない。国際組織の条約締結権や国際責任をめぐる国連を中心とする取組みや、これに関する議論が示すように、事態は、糾余曲折しながらそのような方向に展開しつつあるが、これらのこと項を個別的・全体的に究明することが現段階における国際組織法のもつとも重要な課題である。

（完）

## 〔付記〕

本稿は、国際組織の法的地位に関する考察の一部として執筆したものである。二〇一四年一月二九日の本学における退職記念講義「国際組織の国際上の地位－国際人格を中心に－」と同年一〇月四日の国際法研究会（京都大学）における報告「国連損害賠償事件の再検証・国際連合の国際法人格－国際組織の法的地位に関する序論的考察にむけて－」、その後の考察に基づいている。筆者は、以前に以下のタイトルで論文を発表したことがある。「国際組織の国際法人格」『貝田守教授停年退官記念論文集』（大阪外国語大学国際関係講座）（一九九八）、五一一七三頁。本稿では、基本的な立場は変わらないものの、より多くの文献と資料を参照してやや異なる視点から論じたため、「再論」とはしなかつた。

## 〔註〕

(42) 国連の加盟国における国内法上の人格は、一九四六年の「国際連合の特権と免除に関する条約」（国連特権免除条約）第一条で明確に規定されていた。

(43) 同様の問題は、国連が加盟国または非加盟国との間で締結した条約上の権利・義務関係が生じている場合や、国連が加盟国または他の国際法主体に対する国際違法行為によって損害を与えた場合の国際責任に関するものである。後者に関していえば、二〇〇三年の国連国際法委員会における国際組織の国際責任に関する条文案案の審議の際に、特別報告者のガヤ（G. Gaya）委員とペレ（A. Pellet）委員を含む多くの委員が、国際組織の定義に組織の国際法人格について明示的に規定するのの必要性を強く主張して、作業班と起草委員会の作業を経て条文案案第二条に盛り込まれたことが想起されよう。The responsibility of international organizations. ILC 55th Sess. UN. G.A. Dist.. Gen.26 March 2003. A/CN.4/532, p.18. ILC. Summary Records of the 1st Part of the 55th Sess. Geneva, from 5 May to June 2003, ILC. Yearbook 2003, vol.1, pp.11-14, 19-22, 23, 25-26, 32-33, 87-88. ILC. Rep. 55th Sess 5 May-6 June

and 7 July-8 August 2003, UN.GA.Off.Rec.58th Sess. Supp. No.10 (A/58/10), pp.32, 33-49. ILC. Report on the work of its 61st Sess. 4 May to 5 June and 6 July to 7 August 2009, GA.Off.Rec.64th Sess. Supp. No.10.10 (A/64/10), p.20.

(44) *ICJ. Reports 1949*, op. cit. supra, note (3), *ibid.*, p.177. 本稿（一）の註（28）を参照。以下、註41（note 28を含む）も同様。

(45) O'Connell, *op. cit. supra* note (3), pp.109-111.

(46) 循環論法は、法的実体の法人格を法的権利の帰結とみる従来の捉え方とは別に、裁判所が行ったような法人格の帰結として権利や行為能力を導くべきかの生じる論理的矛盾を含むものである。勧告的意見における循環論法を指摘したのは、米国コローラバーグトや、チャーチル・ライリッシュ、コノフォルティなどに受け継がれてゐる。Bowett, D. W., *The Law of International Institutional Law*, Stevens & Sons (1963), pp.274-275. Lauterpacht, *op. cit. supra*, note (37), p.177. Chiu, H. (丘宏達), *The Capacity of International Organizations to Conclude Treaties, and the Special Legal Aspects of the Treaties so concluded*, Martinus Nijhoff, (1956), p.27. Reinisch, *op. cit. supra*, note (9), p.55. Conforti, B., *The Law and Practice of the United Nations*, 2nd ed. Martinus Nijhoff (2000), p.115. 「米国法律を継承」た、キハヤシタイヘン・ガッハーリングの指摘も述べ。 Sands, Ph. & Klein, P., *Bowett's Law of International Institutions*, 6th ed. Sweet & Maxwell (2009), p.476. Gazzini, T., *Personality of International Organizations*, Klabbers, J. & Wallendahl, Å., (eds.), *Research Handbook on the Law of International Organizations*, Edward Elgar (2011), pp.33-55, at p.34. (云々) Klabbers & Wallendahl, (eds.), *Research Handbook on the Law of International Organizations*。

ザイヘル・ホーヘンフェルデルンは、やや異なる観点から国際組織の国際法上の人格に関する循環論法に言及した。彼は、コローラバーグが、国際組織は国家や他の国際組織ないし締結するすべての合意が国際法上の条約ではないとしたことに着目して、条約や「国際法人格者間で締結された合意」であると定義し、国際組織の条約締結権から国際法人格を導く」とは、循環論法（Zirkelschluß）になふとした。しかし、国際組織の条約締結権から国際法人格を導くに異論を唱えたわけではある。Seidle-Hohenfelden, R. *Egypt. DL, op. cit. supra*, note (2), pp.35-72, at p.46. Zemanek, K., *Das Vertragsrecht der Internationalen Organisationen*, Springer Verlag (1957), p.54.

国際組織法に関する代表的な著作でも簡潔に循環論法に言及してゐる。Seidle-Hohenfelden, I., *Das Recht der Internationalen Organisationen einschließlich Supranationalen Gemeinschaften*, 2te vermehrte Aufl. Carl Heymanns Verlag (1971), p.36. 同書の一九七九年度版には、山口福夫訳『国際機構の基本問題』があつて、四〇-四一頁参照。

(47) 裁判所の判例による国際法の発達を容認していたローター・パクトは、本件の勧告的意見を「国際法の基本問題に関する裁判所の全員一致の意見の理論的な大胆さと明確さゆえに、」の分野における裁判所のもつとも重要な決定で、もつとも重大な意味をもつ裁判所による立法 (judicial legislation) の例とみなされなければならない」と評した。*Ibid.*, pp.177, 179. マクマホンも、国際司法裁判所の勧告的意見における国連の默示的権限に関する判断を裁判所による立法であるとした。MacMahon, JF., Court of the European Communities Judicial Interpretation and International Organization, *Brit. YIL*, vol.37, (1961), pp.320-350. 筆者も、司法機関の法創造機能を否定するつもりはない。しかし、裁判所の本来の任務は、国際法規則の解釈・適用を通じて国際紛争を解決することである。勧告的意見においても、国際法の規則の適切な解釈・適用によって法的問題の解決に資する判断を示すことであり、理論的に整合しない判断によって法的議論に不用意な影響を及ぼすことは支持できない。

(48) *ICJ. Reports 1949, op. cit. supra*, note (3), p.178.

(49) *Ibid.*, pp.184-185. 裁判所は、国連が非加盟国に対しても国際的な請求権を行使できる根拠を国連の非加盟国との関係でもつ権利が侵害されたことに求めなかつた。そして、国連が非加盟国に対しても主張できるような「客観的国際人格」をもち、国際社会の大数を構成する多数の国家（五〇カ国）が、「国際法に従つて」、そのような客観的国際人格をもつ組織を創設する権限を持つていたと断定的に述べた。しかし、この権限がどのような国際法の規則に基づくのかも明らかにしなかつた。

(50) 裁判所は、国連の非加盟国との関係における国際法人格の存在を三示すことに三つのパラグラフを当てただけであり、しかも、最後のパラグラフで「被告国が国連の加盟国であるか否かにかかわらず、諮問事項 I(a)と(b)に対し肯定的な回答を与えるべきであるとの結論に達する」とした。本件では、非加盟国であったイスラエルに対する請求権の有無がもつとも重要であつたことを考へると、特異な論理を展開したと言わざるを得ない。総会の諮問事項は、註（26）を参照。

(51) Cheng, *op. cit. supra*, note (9), p.37. この原則については、一九六九年の「条約法条約」第三四条と一九八六年の「国と国際組織との間または国際組織相互間の条約に関するウイーン条約」（「国際組織締結条約法条約」）第三四条を参照。

(52) 「完全な国際法人格」という表現は、若干の論者によつても使用されている。ザイドル・ホーエンフェルデルンは、ソ連の若干の学者が国際組織の「機能的な人格」(functional personality) を認めるが、「国際法上の完全な人格」(full personality under international law) を認めなゝとした。Seidle-Hohenfelden, R.*Egypt. DI*, *op. cit. supra*, note (2), pp.37-38. 国際組織の国際法人格から条約締結権のよ

うな行為能力を導く循環論法の危険性を指摘したボウエット自身も、「若干の国際人格」(some measures of international personality) へ表現を用いた。Bowett, *op. cit. supra*, note (48), pp.274-275. ムゲルワは、「ある程度の国際（法）人格」(some degree of international personality)、「限定的な国際（法）人格」(a limited degree of international personality) と記した。Mugerwa, *op. cit. supra*, note (2), p.256. ホワイトは、国際組織の権限の内容を個別に検討して、組織の法人格の量的内容を示そうとする。石油輸出国機構（OPEC）については、同機構が「事実上の人格」(factual personality) によって国際政治に影響を及ぼし得る力を与えられてゐる。また、国際民間航空機関（ICAO）については、国際民間航空に関する拘束力のある技術的基準を制定し、総会や理事会が他の国際組織と協定を締結して、輸送通過協定などに基づく任務を遂行している。理董事会が司法的及び立法的権限を持つことなどから、「広範な国際人格」(a large degree of international personality) を持つてゐる。そして、国連については、サイエンスティックが示したように、国家に等しい権限を持つだけでなく、国際場所で行使できる権限では、「より大きな人格」(a greater personality) を持つと議論する余地があるとしている。<sup>40-41</sup> 欧州経済共同体（EEC）が一九五七年の設立条約の下で、「限定的な国際人格」(limited international personality) を持つてゐたと述べている。White, N.D., *The Law of International Organizations*, (1996), pp.44, 45, 47, 49. ヘントルは、「一定の国際法人格」(a measure of international legal personality) と述べる。Mendelson, M., *The Definition of International Organization in the International Law Commissions Current Project on Responsibility of International Organizations*, Ragazzi, M., (ed.), *International Responsibility Today: Essays in Memory of Oscar Schachter*, Martinus Nijhoff (2005), pp.371-389, at p.384.

しかし、いずれの議論も国際法人格の概念を明確にすることは役立っていないよう思われる。すでに明らかなように、法人格や法主体性などの用語は、資格ないし地位を示すものにすぎず、権利や法的能力に関する定量的な意味を含まない。それにより、国際法主体の権利と義務、個々の行為を行う権限は、主体」とに異なるからである。

国際組織の実行に関しては、かつて、ハンクスが国連専門機関の国際通貨基金（IMF）や国際復興開発銀行（世界銀行：IBRD）の設立協定における「完全な法人格」(full juridical personality) をもつとの規定に疑義を表明したことが想起される。Jenks, C.W., *The Legal Personality of International Organizations*, *British Yearbook of International Law (Brit. YIL)*, vol.22, (1945), p.271.

典型的な例は、投資紛争解決国際セッター（ICSID）の設立条約である投資紛争解決条約第六条やアフリカ開発銀行設立協定第五〇条である。若干の地域的国際組織の設立条約は、当該組織の国内法上の地位に関して「完全な法人格」をもつとして、国連特権免

除条約や専門機関特権免除条約で規定する典型的な行為能力である(1)契約を結ぶ能力、(2)不動産及び動産を取得し、処分する能力、(3)訴訟提起する能力を掲げている。アフリカ開発銀行設立協定第五一条やアフリカ開発基金設立協定第四一条、東アフリカ開発銀行憲章第四三条、カリブ海共同体設立条約第二〇条などである。したがって、これらの条約は、国内法上の法人格を規定しているとみるべきである。なお、国連特権免除条約で掲げる上記の行為能力は、例示的なものであるから、これらの地域的な開発銀行や基金などの設立条約における「完全な法人格」の規定も象徴的な意味しかないとみるべきであろう。本文IVの国連以外の国際組織の設立文書における関連事例も参照。

(53) *ICJ. Reports. 1949. op. cit. supra*, note (3), p.185.

(54) *Ibid.*, pp.176-177.

(55) 国連が職員に対する危害で被った自身の損害賠償を請求でもないとは、総会第六委員会において国連の権限拡大を警戒して、たゞ連の代表らは積極的に支持した。UN. G.A. Off. Rec. 3rd Sess. Part 1, 6th Committee, Summary Records of Meetings 21 September-10 December 1948, 115th Meeting, 22 November 1948, p.558.

(56) もつとも、任務遂行中の職員が被つた損害に関して国連が保護権行使できるか否かは、明らかではなかつた。裁判所が行つたのは、国連が憲章で明示的に与えられている権能だけでなく、その目的の達成または任務の遂行のために必要な権能を憲章上、暗黙に認められており、職員に関する「機能的保護権」の「黙示的権能」をもつという判断であつた。

(57) 本件において実際に解決を必要としたのは、国連が非加盟国であったイスラエルの支配下にあつたエルサレムで任務遂行中の職員に対する危害によつて被つた損害に関して、同國から賠償を得るための請求を行う能力をもつか否かという問題であり、この読み替えに問題はないようにもみえる。しかし、諸問が請求の相手側として「法律上または事實上の政府」(*de jure* or *de facto government*)としたのは、成立直後で「暫定政府」しかもたなかつたイスラエルを意識していたためである。イスラエルの独立宣言は、一九四八年五月一四日の深夜に行われて暫定政府が成立し、アメリカ政府は、同日、法律上の国家承認を行つたが、暫定政府については、「事實上の当局」(*de facto authority*)と呼び、事實上の承認にとどめていた。

(57) 本件で裁判所が国連のイスラエルに対する請求権の有無のみを判断することを求められていたのであれば、かなり異なつた対応が可能であつたであろう。イスラエルと国連の関係では、以下のような事情からも、国連の客観的国際法人格に依拠しなくとも対

応できたと思われる。(1)イスラエル政府は、第一次パレスチナ戦争中、自國が一九四七年の国連総会のパレスチナ分割決議に基づいて成立したことを繰り返し主張していた。(2)同政府は、安全保険理事会が要求した決議に従つて停戦し、総会と安全保険理事会の決議や決定に基づいて派遣された国連調停官や休戦監視員を受け入れていた。(3)調停官と監視員の暗殺現場は、イスラエル軍の支配下にあった。(4)事件の当日、連絡調整官 (Coordination Officer) を調停官の一行に同行させていた。(5)事件の当日、シャレット (M. Sharrett) 外務大臣は、自國の責任を認めたものか否かは明確ではないが、国連事務総長に電報を送つて遺憾の意を伝えた。UN, *Bulletin, op. cit. supra. note, (25)*, p.765. Wright, Q., Responsibility for Injuries to the United Nations, Editorial Comment, *Am.J.L. vol.43*, (1949), pp.95-104.

(58) 裁判所が本件に関して国連の國際法人格を特別に重要視して、依拠したことについては、国連法務部、國際法の發達・法典化局の梁鑾立 (Y-L Liang) 局長が述べている以下のような事情もあげられよう。

国連総会第六委員会で暗殺事件への対応を議論した際に、一〇カ国の代表が国連の國際法人格や行為能力を認めた。そして、国際司法裁判所における本件の審理に向けて陳述書を提出したインドと中国（中華民国）、アメリカは、国連の國際請求を行う能力を否定せず、あるいは積極的に認めた。

本件の勧告的意見の審理中に国連事務総長の代表として裁判所で口頭陳述を行つた法務部担当のケルノ (I. Kerno) 事務次長は、憲章の起草者たちが国連の任務遂行中に損害を被つた職員を保護する権利や、国連の國際的性格上必須の権利を含む、固有の國際法人格をもつ組織を創設したと述べた。そして、総会が要請した勧告的意見の要点を述べて、国連の請求権は、「国連の國際的人格に直接関係する問題」であると指摘し、裁判所の判断が国際組織の發達に大きな影響を及ぼすとの判断を示した。Exposé du Dr. Ivan Kerno, CLI, Mémoires, Plaidoiries et Documents, Séance publique du 7 mars 1949, matin, Réparation des Dommages subis au Service des Nations Unies, Avis Consultatif du 11 Avril 1949, pp.50-69, at pp.51, 67, 69.

国連の國際法人格を中心とする國際的地位を詳細に論じたのは、事務総長の顧問として出廷した法務部のフェラー (A.H. Feller) 主席局長であった。彼は、国連総会が裁判所に求めた請求権の問題に肯定的に答えられるべきであるとの立場から、国連憲章や関連文書、國際的実行に依拠して、国連が國際法上の人格とともに、職員を保護する権利をもち、機構や犠牲者、彼を通じて権利をもつ者（親族）が被つた損害に関して、責任のある法律上または事實上の政府に対しても國際的請求を提起であるとした。そして、國際法

の主体で創造者でもある国家が国連の国際法人格を設定したが、この国際法人格は、加盟国だけでなく、非加盟国によつても認められており、今や一般国際法上の根拠をもつと主張した。Statement by Mr. Feller, Counsel for the Secretary-General of the United Nations, Public sittings of March 7th and 8th 1949, *ibid.*, pp.70-93, at pp.70, 74.

フェラーの国連の国際法人格に関する議論については、次の点を指摘できよう。第一に、法人格の概念を以下のような一般的に理解されている形で捉えていたことである。「法人格の本質は、法的権利を享有し、義務を負担する能力である。それは以下のようにある。すなわち、国連は、国際法上の人格者（a international personality）であるから、国際法上の権利を享する能力をもつ。われわれが国家と呼ぶ国際法人格者は、他の国家と共に主権や平等などの一般または慣習国際法にもとづく権利と他国との条約で取得する他の権利を享有する。国連と呼ばれる国際法人格者は、同様に一般国際法及び条約国際法から生じる権利を享有する。国連のこれらの権利は、一定の状況では同じまたは類似するものかもしれないが、かならずしも国家のものとは同じではない。」*ibid.*, p.76. 引用文からも明らかなように、彼は“personality”という用語を法人格とともに、法人格者を示すことにも用いている。このような用法は、若干の論者にもみられるが、恒藤博士が指摘したように、法人格と法人格者は、異なる概念であり、用語もより明確に区別して使用されるべきであろう。恒藤恭「法律意識における人格者概念（一）」「法学論叢」第二三三卷一号、（一九三〇）、二五頁、註一参照。同『法的法人格者の理論』弘文堂、（一九三六）、三四頁、註（一）を参照。

第二に、他方で、国連の権利に関して次のように述べている。「国連は、それを創設した国家によって付与された国際法人格をもち、この法人格に付随する（incidental）国際請求提起する手続的能力（procedural capacity to present an international claim）をもつ。」また、国連は、その「法人格の帰結（consequence）として、一定の国際法上の権利を保持する。」*ibid.*, p.70. これは、国連の国際法人格から、国際請求権という手続的な行為能力を導いていることを示すものである。言い換えれば、国連の国際法人格を国际的な権利義務や行為能力をもつことの帰結として位置づけただけでなく、新たな国際的な権利やこの権利の侵害に対して国際請求を行ふ能力一般に行ふ能力と理解されている一つの権能の根拠にしたのである。そして、裁判所の勧告的意見も基本的にそのような立場をとつたため、一方で、国連の国際法人格を国際的な権利義務をもつことであるとしつつ、他方で、この国際法人格を新たな国際法上の権利義務や行為能力の根拠とする、つまり、国際法上の権利能力と行為能力を国際法人格の帰結として導く循環論法の起源を提供したのである。

この理論の最大の問題点は、國際法人格の指標としての國際的な權利義務、または法律行為と法人格の帰結としての國際的な權利義務と法律行為を區別する基準が明らかではなく、具体的な權利義務や法律行為を恣意的にしか示せないことである。したがつて、循環論法であるだけなく、法理論として適切かどうかも疑問である。

第三に、國際法の主体で創造者でもある國家が國連の國際法人格を設定したが、この國際法人格は、加盟国だけでなく、非加盟国によつても認められており、今や一般國際法上の根拠をもつと主張したことである。このうち、國家が國連を創設して國際法人格を設定したという点は、國際的実体の法的性質や地位は、國際法秩序の問題、つまり、國際法によつて決定されるということを否定しない限り、國際法人格が生じる事實的な側面を述べたものとして容認されなければならない。しかし、國連の國際法人格が加盟国だけでなく、非加盟国によつても認められ、一般國際法上の根拠をもつにいたつたという十分な論拠を示していない。

事件当時、イスを筆頭として國連の非加盟国が國連と協定などを締結して、その國際法人格を明示的または默示的に認めていたことは確かである。しかし、すべての非加盟国が國連の國際法人格を認めていて、國連の「客觀的國際法人格」が受け入れられており、一般國際法上確立していたことは、論証されておらず、推論にすぎない。彼の主張は、勧告的意見で當時の國際社會の大多数を構成した五〇カ国が、客觀的法人格をもつ國連を創設する権利を持つていたという裁判所の判断に繋がるが、一方的な議論であつた。

ベルギーのカエケンベーケ (G. Kaeckenbeeck) 代表、フランスのショウモン (Ch. Chumont) 代表、イギリスのフィツモーリス (G.G. Fitzmaurice) 代表も、裁判所における口頭陳述で國連の國際法人格と國際的な請求能力を認めた。フィツモーリス代表は、イギリス代表として出席した總会第六委員会では、國連の國際法人格や國際請求權を疑問視したが、イギリス政府の陳述書に沿つて、國連の國際法人格の存在を主張した。同國の陳述書では、國際的な權利義務をもつ実体は、國際法人格をもち、國連憲章が加盟國の權利義務とは別に、國連自身の權利や義務を規定していく、國連は、國際法人格を付与されているとみなされなければならず、「特殊な法人格者」 (a juristic person *sui generis*) である、としていた。同代表は、國際組織が設立文書で与えているか 関係文書で定めた任務の遂行と目的の達成のためにもつと想定される能力や權能のみをもつとした。梁局長によれば、イギリスの立場は、法人格をもつ実体は、法人格の固有の、かつ必然的な特性として、自らの利益と任務を遂行している使用人の利益を保護する能力をもち、侵害には損害賠償を請求し、法人格が國際的なものである場合には、その能力は、國內と同様に、國際的な場でも存在しなければならぬ。

なまざくべのやうだ。 Liang, Y.-I., Reparation for Injuries suffered in the Service of the United Nations, Note on legal Questions Concerning

the United Nations, *Am. JIL*, vol.43, (1949), pp.460-478.

- (59) Seidle-Hohenfeldern, I., Rechtsbeziehungen zwischen Internationalen Organisationen und den einzelnen Staaten, *Archiv des Völkerrecht* (1947), vol.4, (1953-54), pp.33. Seidle-Hohenfeldern, Legal Personality of International and Supranational Organizations, *R. Egypt. DI*, op. cit. supra, note (2), pp.35, 36. 彼は「派生的法人格」も「用語を国内法における法人の法的地位」に用いた。かねて「派生的法人格」を表現を用いてこなに場合も含むての立場をもつた他の論者ヒューレー、ヤーベラー、ルトール、ハーヴィング、ハンベーガー、シムラネク、ヘーナ、カスム、ペスカトーネ、ヌハーレンスキー、ヤハーハ、などがあげられる。 Mosler, H., Die völkerrechtliche Wirkung bundesstaatlicher Verfassungen, *Festschrift für Richard Thoma: zum 75 Geburtstag am 19. Dezember 1949*, Mohr, (1950), p.135. Reuter, P., *Les Institutions internationales*, Presses Universitaires de France (1955), p.180. Reuter, P., *International Institutions (translation by J. M. Champman)*, George Allen & Unwin (1958), pp.85-86. Schwarzenberger, G., *International Law*, vol. 1, 3rd ed. Stevens (1957), pp.128-129, 137-138. Zemanek, op. cit. supra, note (46), p.25. Hahn, H. J., EURATOM: The Conception of an International Personality, *Harv.L.R.*, vol.71, No. 6, (1958), pp.1045, 1048-1050. Kasme, R., *La Capacité de l'Organisation des Nations Unies de conclure des traités*, R. Pichon & Durand-Auzias (1960), p.26. Pescatore, P., Les relations extérieures des Communautés européennes, *RCAD*, vol.103, (1961-II), pp.195-196, 203-204. Bindeschelder, R., Die Anerkennung im Völkerrecht, *AV*, Vol.9, (1961-62), pp.387-389. Yasseen, M.K., Creation et personnalité juridique des organisations internationales, *Setting up and Legal Personality of International Organizations*, Dupuy, R.-J. (ed.), *Manuel sur les organisations internationales*, (*A Handbook on International Organizations*), Martinus Nijhoff (1988), pp.44-48.
- (60) 客観的國際法人格説は、裁判所の勧告的意見に触発されたサイモン・スコット・ヒューレー (F. Seyersted) が（客観的國際法人格を国連に限定した）裁判所の判断を含めて、派生的國際法人格説を批判する立場から、すべての国際組織に関する理論として发展させられた。したがって、客観的國際法人格説の主張点は、彼の見解に基づいて論じられる。 Seyersted, F., *Objective International Personality of Intergovernmental Organizations: Do their capacities really depend upon their Constitutions?* Copenhagen (1963), Introduction, pp.9-11, 20-21, 44-45, 61, 99-110, 112. (本たたけ内容の論考は *Nordisk Tidsskrift for International Ret og Jus Gentium (Nord. TR)*, vol.34, (1964) に載るが、云々) と記す。一九六二年の著書を Seyersted, *Objective International Personality* と題す。

。ほか同内容の論文が一九六四年の *Indian Journal of International Law* (*Ind. JIL*), vol.4, No.1, No.2 に掲載されている。以下では、Seyersted, International Personality, (1), (2), *Ind. JIL* によれる。客観的国際法人格に関する彼の見解については、以下を参照。Seyersted, International Personality, (2), *Ind. JIL*, vol.64, No.2, pp.233-235, 253-265。なお、彼の没後は、Common Law of International Organizations, Martinus Nijhoff (2008) が刊行された。以下では、Seyersted, *Common Law* と記す。

- (61) Rama-Montaldo, M., International Legal Personality and Implied Powers of International Organizations, *Brit. YIL*, vol.44, (1970), pp.116, 124-141, 155。カロズとプロブストも同様の見解を示している。Carroz, Y. & Probst, Y., *Personnalité juridique internationale et capacité de conclure des traité de l'ONU et des institutions spécialisées*, Pedone (1953), p.86。トマ・モンタルデは、国際組織が国際法人格を与えるところによると、事実から特別な権利や義務が生じるわけではなくしたがって、オコノンネルなどの見解を法人格の帰結に関する「形式的アプローチ」(formal approach) と呼んだ。そして、このアプローチは、国際的な場で異なる権利義務をもち、独自の性格をもつ国際法の主体の存在を指摘する点では正しいが、国際組織にいかなる権能 (powers) や権利も生じないとするのは問題であるとした。彼によれば、国際法の主体でも国際組織と国家に同じ帰結が生じないのは当然だが、国際法人格がレッテル (a label) に過ぎないことを示すものではなかった。この立場では、(中略) 国際法人格は、実際的な有用性を失つて、たんなる記述的概念になってしまった。国際法の特別な主体の権限を増大させる」といふ、特定の主体に共通する属性を付与することを役立たないとした。*(ibid.*, pp.113-114.)

彼は、カロズやプロブスト、セレニ、バラドーレ・パリエリ、サイエルステッドなどの国際組織の国際法人格から国際法上の一定の権利義務を導く、「実質的アプローチ」(material approach) をする論者の法人格の実体的概念と「形式的アプローチ」をする論者による組織の権限に関する默示的権限の概念を支持した。*(ibid.*, p.124.) 一方で、「国連損害賠償事件」に関する国際司法裁判所の勧告的意見を検討した結論として、第一に、裁判所が国連の国際法人格に関して、組織が必要な要件を備えて成立すれば、国際法人格をもつとする「客観的アプローチ」(objective approach) と実質的アプローチをしたと判断した。第二に、裁判所の意見では、組織の国際法人格から生じる、明示されていない一定の権利とともに、組織の目的や任務から推論される明示されていない他の権利がある。*(ibid.*, pp.129, 131.)

彼が国際組織の国際法人格の帰結としてあげた権利義務は、つぎのようなものである。(1)国際的な場で法的効果を生じさせる意思

を異なる法的手段で表明する権利である。この権利は、国際組織が国際的行為を行う能力を構成するもので、双方的行為（条約）と約束、通告、承認、放棄、請求などの一方的行為があつた。条約締結の予備的行為としての国際会議への参加や会議の開催も含まれた。（2）国際組織が独自の法的実体であると自ら証明し、他の国際法人格者と関係をもつことを可能にする権利であり、能動的・受動的使節権、他の国際法主体や政府の承認、独自の標章や旗を使用する権利があつた。（*ibid.*, pp.139-140）つまり、国際組織の国際法人格から生じる権利は、この組織が他の国際法人格者と関係を取り結び、国際的な場において独自の実体であることを自ら証明するのを可能にするものであり、国際的行為は、国際的平面で法的効果を生じさせることができることが目論まれた組織の意思の表明であつて、これらの行為を行う能力は法人格から生じる権利を構成するものであつた。（*ibid.*, pp.153, 154。）

問題は、国際組織の国際法人格の根拠である。ラマ・モンタルドによれば、国際組織は、一定の客観的な前提条件を満たせば、国際法人格を保持した。すなわち、構成国から分離した意思を表明する機関をもち、任務をはたし、権限を行使して達成される明確な目的をもつような国家の結合体を創設する条約であった。（*ibid.*, pp.154-155。）国際法人格は、国家の場合と同様、たんなる形式的概念ではなく、確實な法的帰結を生じさせた。それは、人格者が独自の実体であることを明確に示し、他の国際法主体と関係を取り結んで国際的な場で活動することを可能にするものであると要約できるものであつた。（*ibid.*, p.155。）以上からも明らかかなように、ラマ・モンタルドは、国際組織の国際法人格から国際法上の権利義務や行為能力を導いた。したがつて、国際組織の権利義務や行為能力は、当該組織の国際法人格の帰結であり、国際法人格は、国際法上の権利や義務の淵源であり根拠であつた。このような論理の背景として、彼が国連損害賠償事件における国際司法裁判所の判断に影響されたことと、国家と国際組織の権利義務の相違を強調しながら、国際組織の国際法人格の根拠を国家の場合と同様に、一般国際法に求めたことがあげられよう。以下、彼の議論の問題点を指摘しておきたい。

まず、国際組織の国際法人格の前提条件として設立条約の存在をあげているが、国際組織の設立条約は、当該組織の成立要件であつて、必ずしも国際法人格の要件ではないことである。つぎに、設立条約には、当該組織の国際法上の権利や権能が明示的・默示的に含まれていることから、国際法人格の前提となる国際法上の権利や権限と国際法人格の帰結としての権利や義務は、どのように区別されるのか明らかではない。つまり、彼の議論にも循環論法が内在していることになる。彼が国際組織の国際法上の権利と新たな権利義務を生じさせる法律行為を明確に区別しなかつたことも指摘できよう。言い換えれば、国際組織の国際法上の権利能力と行

為能力の違いを明確にしなかったことである。さらに記せば、彼は、国家が国際法の主体として、すなわち、国際法人格者としても、一般国際法上の権利や義務と設立文書上、すなわち特別国際法上もつ権利や義務の境界線も区別しなかった。ラマ・モンタルドも「国連損害賠償事件」における国際司法裁判所の勧告的意見の国際法人格論に惑わされたといふことかもしれない。

- (62) クラバースは、上記の派生的国際法人格説と客観的国際法人格説を「意思説」(will theory)、と「客觀説」(objective theory)に組み替えた。意思説とは、国際組織の国際法人格の根拠を設立条約、したがって、当該組織を設立した国家の意思に基づかせる立場であるといふものである。そして、意思説と客觀説の内容や得失を述べて、国際司法裁判所は、「国連損害賠償事件」で両説を部分的に容認するような判断もしたが、結局、いずれの立場も支持しなかったという。彼によれば、憲章には国連の国際法人格に関する明示的規定はなかつたが、裁判所は、憲章の起草・採択過程や憲章規定、国連が実際に行使している権利義務や権限（機能）などから、国際法人格を推定（presume）した。Klabbers, J., *Presumptive Personality: The European Union in International Law*, Koskeniemi, M. (ed.), *International Law Aspects of the European Union*, Kluwer Law International, (1998), pp.231-253. (以下では、Klabbers, Presumptive Personality と記す。) 彼の国際組織の国際法人格に関する学説を「意思説」と「客觀説」に区分する」とや国際法人格の推定は、以下の著作でも示されており、かなりの影響力が見られる。Klabbers, J., *An Introduction to International Institutional Law*, Cambridge University Press, (2002), pp.52-57. Klabbers & Wallendahl, *op.cit.supra*, note (46), pp.34-36. (以下では、Klabbers, *International Institutional Law*) とする。なお、国際組織の国際法人格に関する学説の紹介と説明は、以下の論文で手際よく解説されている。江藤淳一「国際機構の国際法人格－非加盟国に対する対抗力－」島田征夫・古谷修一編『国際法の新展開と課題』（林司宣先生古稀祝賀）信山社、(1009) 305-319頁。論文では、国際組織の国際法人格に関する学説を主觀説と客觀説に分けて、クラバースの立場を「推定説」(presumptive theory) であるとしている。本稿でも「推定説」とする。

クラバースの推定理論は、国連や彼の主たる関心の対象であった一九九三年の欧州連合条約（マーストリヒト条約）に基づく欧州連合のように、設立条約に当該国際組織の国際法人格に関する明示的な規定はないものの、国際法人格の存在が確かであるか、想定される場合の状況をうまく説明できる。しかし、当然のことながら、設立条約で当該組織が国際法人格をもつことを明示的に規定している場合には、意味を持たない。彼は、サイエルステッドの客觀説では、「（国際）組織は、構成国とは独自の意思をもつやいなや存在する。かくして国際法人格をもつ」とになる。が、国際組織が自らの「意思」(will) を持つといふのは、「法律上の擬制」(legal

fiction) であると問題視しつゝ。(*ibid.*, pp.241, 243.)  
 しかしながら、いう国際組織の「意思」は、クラバースが読み替えたものであつて、サイエルステッドの当該著作の関連個所には、国際組織の「意思」への言及はない。それに、言及していだとしても、問題はない。第一に、国家や法人の国内法上の地位の場合と同様に、国家や国際組織の国際法上の地位に関する「主体」、「主体性」、「人格者」、「人格」などは、すべて擬制的な用語である。第二に、国家や法人、個人が契約を結ぶのは、当事者の「意思」の合致によるところであるように、国家や国際組織が他の国際法主体と条約を締結する場合にも、当事者の意思の合致によるのみなられるのである。

(63) 本稿(一)、本文四〇一四一頁を参照。*ICJ Reports, 1949, op. cit. supra*, note (3), p.184.

(64) Seyersted, *Objective International Personality*, *op. cit. supra*, note (60), pp.15-20, 21-31, 45, 46-61, 81-87. Seyersted, *International Personality* (1), *Ind. JIL*, vol.64, No.1, *op. cit. supra*, note (60), pp.1-35, 40-50, 55-57, 59-71, 73-74. *International Personality* (2), *Ind. JIL*, vol.64, No.2, *op. cit. supra*, note (60), pp.240-252.

(65) ギュンター・ホーハーフェルトハガソ連の国際法学者の国際法人格に関する見解の一般的傾向として指摘した「機能的法人格」(functional personality) という表現も類似の発想によるものであらへ。Seidle-Hohenfeldern, R. *Egypt. DI*, *op. cit. supra*, note (2).

(66) 国際法委員会では、法典化のための「条約法」をはじめとする多くの条約案の作成過程で、国際組織の国際法上の地位や法的権能が議論されたが、国際組織の定義において国際法人格に関する明確な規定は設けられなかつた。しかし、二〇〇三年の第五四会期の委員会で国際組織の責任に関する特別報告者ガヤ (G. Gaya) の第一報告書の審議の開始後、国際組織の国際法人格が問題になつて、状況が大きく変わつた。

この第一報告書の条文案第一條の国際組織の定義には、国際法人格の文言はなかつた。しかし、五月五日の第二七五回会合で、特別報告者は、国際組織の国際責任に関しては、国際法人格が不可欠な要素であるといし、やむなければ、組織の行為は、他の実体、多分構成員国に帰属されなければならない」と述べた。The responsibility of international organizations (A/CN.4/529, Sec. E, A/CN.4/532, A/CN.4, L.632), Summary Records of the First Part of the 54th Sess. 2751st Meeting, 5 May 2003, *ILC Report 2003*, vol.1, p.3, para.21.

第二七五三回会合におけるペレ (A. Pellet) 員員は、「国際組織は、国際法人格をもち、それは必然的に客観的なものでなければならぬ」と主張した。(ibid., pp.12, para.43.) これに対して、特別報告者は、国際組織の国際法人格を否定する意図はないが、「多

くの」國際組織が法人格をもつてゐるとして、第一條で明示的に規定する必要を認めず、同条の「能力」(capacity) は國際組織の國際法人格の意味を含んでゐる述べた。そして、文言を改善する余地を認めたが、法人格について議論する必要はないとして、法人格が不可欠の要素であることを強調した。*ibid.*, p.11, para.36, i) のような応接と他の委員の意見もあって、起草委員会が提出した文案第二条では、「國際組織は、条約または國際法の規律を受けるその他の文書で設立され、組織自身の國際法人格」をもつりとが明記された。Responsibility of International Organizations, Titles and texts of the draft articles 1, 2 and 3 adopted by the Drafting Committee, ILC, 55th Sess. Geneva, 5 May-6 June 2003 and 7 July-8 August 2003, UN, GA, Distr. Limited, A/CN.4/L.632, 4 June 2003, pp.1-2. 註 (43) を参照。

(67) 國際法学會では、一九八九年から第五委員会におこし、レギハス (R. Higgins) 委員が報告者となり、國際組織の第三者に対する義務の不履行が組織の構成員国によるべき責任 (liability) を生じさせるかどうか問題 (Les conséquences juridiques pour les états membres de l'inexécution par de organisations internationals de leurs obligations envers des tiers, The Legal Consequences for member states of the non-fulfilment by international organizations of their obligations toward third parties) を検討した。学会は、一九九五年のリスボン会期でのこの問題を審議し、一二カ条からなる決議 (Resolution) を採択した (*ibid.*, Part 2, pp.233-453, i) の作業の過程や、國際組織の國際法人格に関する議論も行われた。本稿に直接関係する部分の主要点は、以下のようなものである。 (IDI, Annuaire: Yearbook, Session of Lisbon, 1995, vol.66, Part 1, pp.243-469.)

報告者は、一九八九年の予備的報告書で、第三者に対する直接責任に関して構成員国への法的帰属と國際組織の法人格について、まず、國際組織が独自の法人格を持たない場合を検討し、法人格をもたない実体が権利義務の担い手になり得ないことは、広く認められてゐるとした。そして、ある実体が國際法上の権利義務を持つか否かは、國際法人格を持つか否かと同義であるとみなされる事実から導かれるとした。*(ibid.*, vol.66, part 1, p.253.) ついで、國際組織が独自の法人格を持つことは、組織がその義務に対しても責任を負う (liable) 前提条件であるが、この法人格は、当該組織の構成員が共同責任や残余責任を負うこととの決定的な要因ではないとする立場から、判例や著作、國家実行を検証して、第三者 (非構成員国や他の國際組織) と組織との関係から生じる問題を検討した (*ibid.*, pp.257 et seq.)

報告者は、國際組織に対する第三者の地位に關係する問題について、普遍的な国連が客觀的國際法人格もつにしゆ、すべての国

際組織に当てはまるわけではないという従来の有力な主張に言及し、その立場を以下のように補足した。すなわち、国際組織の設立条約の第三者には、当該組織の法人格を認める義務ではなく、組織がその名で負う義務も構成員の義務であると主張できるし、そのような条約は、*res inter alios acta* であり、第三国には効果をもたないというものであった。*(ibid., p.274)* これは、「国際スズ理事会事件」の原告がイギリスの高等裁判所で主張したものであるとし、この議論につながる論者として、シユバルツエンバーガーやビントン・エドラー、ザイドル・ホーベンフェルデルン、モースラー、ベングラーなどを示した。

そのうえで、長年支持者の少なかつたサイエルステッドの説に言及して、国際場裡における国際組織の客観的存在は、（国連のように）設立条約への諸国の広範な参加があるということではなく、（当該組織が存在するという）客観的事実（objective reality）であるという見解に賛同した。*(ibid., pp.276, 385-386)* そして、組織と契約を結んで関係を持つ第三者は、この事実を暗黙に受け入れているのであり、組織の構成員国と契約を締結したことを証明する義務は、第三者にあるとした。また、組織の客観的存在は、設立条約によつてもたらされるが、国家の参加の問題ではなく、非契約責任に関する場合と同様に、一般国際法の問題であるとした。そして、権利主張者が「承認」を求められない国際的な団体（associations and bodies）は世界中にあるが、そのような団体の出資者や管理者者が当該団体の義務違反に対し適用される法に基づく責任を負わない場合でも、権利主張者は、団体を設立する取極の当事者ではないと主張することもできない。さらに、国際組織が団体の規約ではなく、条約で設立されるという事実は、その立場を変更せず、*res inter alios acta* の要素が生じる余地はないとした。*(ibid., pp.276, 386)*

第五委員会における議論をみる限りでは、報告者と大多数の委員は、普遍的組織か地域的組織かを問わず、すべての国際組織が国際法人格をもつことを認める客観的国際法人格説の立場であつたと言えるであろう。国際組織の国際法人格の存在は、当該組織の存在という客観的事実に基づき、慣習国際法上の効果として確定するという立場である。したがつて、国際組織の国際法人格は、当該組織の設立条約、ないしは組織を設立した国家の意思に基づくという、従来の多数の論者の立場ではなかつた。また、報告者と大多数の委員によれば、国際組織の国際法人格は、非構成員國の承認を必要とせず、その法人格は対抗力をもつものであつた。これらは、報告者の予備的報告書や決議案、最終報告書とこれらに関する委員会の議論から明らかである。明確な形で従来の派生的国際法人格説の立場を示したのは、サルモン（J. Salmon）委員だけであった。*(ibid., pp.336-337, 386)*しかし、第五委員会の報告者や多数派の立場が里斯ボン会期の学会で支持されたのか否か必ずしも明らかではない。学会が採択し

た決議には、すべての国際組織が客観的国際法人格を持つことを認めた規定はなく、第五委員会における決議案や最終報告書に含まれていた国際組織の国際法人格が対抗力をもつことを示す文言も含まれていない。（*ibid.*, vol.66, Part 2, pp.233-242, 242-263）国際法学会のリスボン会期の動きや、国連国際法委員会の国際組織の責任条文案の審議における国際組織の国際法人格に関する議論については、江藤、前掲論文、註（62）、三三一一三三一八頁が詳しい。

(68) 国際組織の客観的国際法人格の有無に関する議論を深めるうえで一定の意味をもちうる特別な事例として、欧州安全保障協力機構（OSCE）と冷戦期の一時期の欧州経済共同体（EEC）があげられる。前者は、国際組織の国際法人格がその構成員である国家によつて認められていない例であり、後者は、国際組織の国際法人格が非構成員である国家によつて否認された例である。

OSCEの前身は、一九七五年八月一日に欧州首脳会議で署名されたヘルシンキ最終議定書の下で、欧州の政治・軍事・経済・環境・人道・人権の分野における協力の促進を目指して開催されていた欧州安全保障協力会議（CSCE）である。同会議は、冷戦期の緊張が緩和した一九七〇年代後半の欧州地域の安全保障と協力を実現する目的で信頼醸成や人権・人道問題を協議するフォーラムとして開催され、東西間の信頼醸成と協力関係の構築に相当な成果をあげた。しかし、冷戦後の東欧諸国の解体にともなう市場経済の導入と民主化、東西ドイツの統一などによつて欧州の政治的・社会的状況が激変して、従来のような会議の開催だけでは効果的に対応できなくななり、CSCEを常設的な国際組織に改編して法的地位を明確にすることが必要になつた。

一九九〇年の首脳会合における「新しい欧州のためのパリ憲章」（Charter of Paris for A New Europe）の採択後、一九九三年のローマにおける組織面の強化などをめざす外相理事会の決定を経て、一九九四年一二月のブダペスト首脳会合で一九九五年一月一日から欧州安全保障協力機構（OSCE）と呼ぶことを決定した。しかし、機構の設立条約は、現在にいたるまで締結されていない。OSCEは、欧州諸国、中央アジア（モンゴル）、アメリカ、カナダを含む五七カ国の構成員を擁する最大規模の地域的組織である。

ウイーンの本部事務局、最高意思決定機関である首脳会合（Summit）や外相理事会、常設理事会の主要機関と複数のフォーラムや委員会などの下部機関をもち、構成員国の一三三三名の国会議員からなる議会（Parliamentary Assembly）も開催されている。活動範囲も欧州全域の安全保障と人権の擁護から経済や環境の分野に広がり、地域紛争の監視や国政レベルの選挙の支援と監視をするまでになつてゐる。しかし、二〇〇〇年以後も国際的な法的地位を強化するために国際法人格を付与することが繰り返し試みられているが、成功していない。

- ロシア政府は、OSCE が欧米諸国の対東欧政策の推進に利用されているとして、権限や地位の強化を認めない姿勢を維持している。アメリカも、CSCE の発足以来、条約上の根拠を与えることに消極的である。OSCE が国家や他の国際組織と正式の条約を締結したことを示す資料もない。機構は、本部所在国（オーストリア）や下部機関の事務所所在国（フィンランドやオランダ、ハンガリーなど）の諸国で特權免除や契約の締結権などの行為能力を認められており、国内法上の人格をもつれば、確かにだが、国際法人格を持つことを示す資料はない。したがって、OSCE の国際組織としての地位は未確定である。Brander, S., Making a credible case for a legal personality for the OSCE, *OSCE Magazine*, March-April 2009, pp.18-23. Shapiro, M., Changing the CSCSE into the OSCE: Legal Aspects of a Political Transformation, *Am. JIL*, vol.89, (1995), pp.631-637. OSCE documents cited OSCE home pages: ①The Helsinki Final Act. <http://www.osce.org/mc39501?download=true> (2015.10.25.) ②The Charter of Paris for A New Europe, Paris, 19-21 November 1990. <http://www.osce.org/mc/39516?download=true> ③CSCSE and the New Europe-Our Security is Indivisible, Decision of the Rome Council Meeting, 4th Meeting, Rome 1993, <http://www.osce.org/mc/40342?download=true> ④OSCE Budapest Summit Declaration 1994, Towards a Genuine Partnership in a New Era, DOC.RC/1.95 Corrected version, 21 December 1994, <http://www.osce.org/mc/399544?download=true> ⑤(a)OSCE Participating States. <http://www.osce.org/states> (b)OSCE Partner States. <http://www.osce.org/partners> ⑥OSCE Parliamentary Assembly <http://www.oscepa.org> (2015.11.3.)
- 冷戦期に、ソ連を中心とする共産主義国は、歐州経済共同体（EEC）の国際法人格を認めなかった。しかし、一九八八年六月一一日に共同体とソ連圏の経済協力会議（COMECON, CMEA）間に協力協定（共同宣言）が締結され、問題が実質的に解消された。一九七五年のヘルシンキ最終議定書の枠組みの進展を受けて、ソ連指導部が資本主義圏と社会主義圏の二つの経済システムの共存を受け入れる方向に政策転換したことに由来するのであった。Grzybowski, K., The Council for Mutual Economic Assistance and European Community, *Am. JIL*, vol.84, No.1, (1990), pp.284-292.
- (69) 筆者は、議論の展開を詳細に把握していないが、「国連損害賠償事件」における国際司法裁判所の国連の国際法人格に関する判断について、対抗力の問題として本格的に論じられるようになったのは、勧告的意見後かなり経過してからであったようと思われる。ラマ・ヤンタルムの論文で問題に言及しているが、詳しく述べておこう。Rama-Mintaldo, *op. cit. supra*, note (61), p.130. (70) 註 (67) を参照。

(71) 國際組織の國際行為能力の典型的な條約締結権について、シュナイダーは、比較的早い時期に、國際組織の條約締結の実行と學說を詳細に検討して、國際組織の條約締結権は、國際法人格に基づいていないと主張し、國家の條約締結権さえ國際法人格によつて説明できないとした。そして、國際組織の條約締結権は、慣習國際法によつて与えられてくるとの判断を示した。Schneider, J.W., *Treaty Making Power of International Organizations*, Librairie E. Doroz & Librairie Minard, pp.129-133, 135-142. チュウ（丘）も、國際組織の條約締結に関する詳細な實証的研究と學說を検討して、「國際組織の條約締結能力の基礎を説明するためには國際法人格の概念に頼ることの難しさは、これらのいずれの理論もなぜ國際法人格が必然的に條約締結権を伴うのかを満足に説明できない」と指摘した。そして、シュナイダーに同調して、國際組織の條約締結権の関連性を否定した。彼も國際組織の條約締結権の基礎は、慣習國際法であるとした。Chiu, *op. cit. supra*, note (46), pp.22-24, 25-31.

(72) Seyersted, *Objective International Personality*, *op. cit. supra*, note (60), p.98. Seyersted, *International Personality* (2), *Ind. JIL*, *op. cit. supra*, note (60), p.260. しかし、この引用は、筆者が彼の國際組織の客觀的國際法人格説を全面的に支持していることを意味するものではない。國際組織は、設立されて存在するという事實から國際法人格をもち、すべての國家と同様の主權的（國際的）行為を行う権能をもつという彼の見解は、國際法の現状では、やはり行き過ちのようと思われる。

(73) オコンネルは、若干の國際組織の設立条約で當該組織が國際法人格もつことを宣言しているが、問題の解決と同じだけ問題を作り出すと指摘した。國際法人格を設立条約で明示的に規定しても、實質的な意味がないというのである。循環論法を戒めて、國際組織の國際法人格から當該組織の能カや権能を導くべきではないという彼の立場からは、当然ともいえるが、彼の真意は、國際組織の構成員国が組織の行為と任務の關係を決定する唯一の判定者であり、若干の憲章が行為能力の性格づけを國內法に委ねているという点にあつた。O'Connell, *op. cit. supra*, note (3), p.111. 構成員国の意思を絶対視するとのには同調できないが、「国連損害賠償事件」における国連の國際法人格に関する國際司法裁判所の判断を考慮すれば、設立条約における國際法人格の規定が想定外の働きをする可能性も考慮すべきかもしれない。註（52）も参照。

(74) 世界觀光機関（UNWTO）規程（Statute）第三一条では、機関が法人格をもつことを単独の条文で規定しており、國際法人格をもつているようと思われるが、条文規定だけでは明確ではない。UNWTO, Basic Documents, Vol.I, Statutes, p.10.

(75) 後述する國際商品機構に関する記述を参照。

(76) Agreement establishing the International Fund for Agricultural Development, Article 10 Legal Status, Privileges and Immunities, IFAD's basic legal texts, Basic Documents, pp.1-19, at p.16. <http://www.ifad.org/documents/10180/3162024b-49d9-49b1-a5de-3e2bbfabfad> IFAD の設立協定は、一九七六年六月二二日にローマで採抲され、一九七七年一月二〇日に発効した。二〇一六年一〇月一日現在、加盟国は一七六カ国である。<http://webapps.ifad.org/members/membersstates> (2016.10.17.)

(77) Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States, ICSID Convention, Regulation and Rules, ICSID/15 April 2006, pp.11-33, at p.16. ノの「完全な国際法人格」の文言も意味内容が不明で、あまり意味がないように思われる。本文の「勧告的意見の問題点」の関連部分と註(52)を参照。同条における「法律上の能力」(legal capacity)が法律行為能力を指すノムは明らかである。国連憲章の公定訳第一〇四条、国連特権免除条約と専門機関特権免除条約の正文の一〇である中国語版の第一条も英語版のcapacityを「行為能力」と規定している。ICSIDは、一九五五年三月一八日にワハハムハ DC に署名され、一九六六年一〇月二十四日に発効した「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」に基づいて設立された。

<https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/icsiddocs/Documents/ICSID%20Convention%20English.pdf> (2016.10.17.)

一九四八年三月二四日に、ハバナで五三カ国が参加して国際貿易機関 (International Trade Organization, ITO) を設立する憲章 (Charter) が採抲されたが、自由貿易の推進に議会が反対してアメリカが批准せず、憲章は発効しなかった。同憲章第九〇条「機構の国際的な法的地位」(International Legal Status of the Organization) は、「機関は、法人格 (legal personality) をもち、その任務の遂行に必要な法律上の能力 (legal capacity) を享有する。」と定めていた。同条は、ITO の国際法人格をもしていたとみられてくる。

(78) UNCLOS は、第三次国連海洋法会議第一回会期の一九八二年四月三〇日に採抲され、一九九四年一月一六日に発効した。同条約第一五六条に基づいて設立された国際海底機構 (ISA) は、深海底の資源管理を主たる目的とし、深海底における活動を組織し、管理するための国際組織である。二〇一六年一〇月一日現在、構成員数は、一六八カ国と欧州連合 (EU) である。United Nations Convention on the Law of the Sea, p.96. <http://www.un.org/depts/los/convention-agreements/texts/unclos/unclos-e.pdf> <http://www.issa.org.jm/legal/instruments> (2016.10.18.)

(79) 「裁判所は、国際法上の人格を有する。裁判所は、また自らの任務の遂行及び目的の達成のために必要な法的能力を有する。」同条二項によれば、「裁判所は、いざれの当事国の領域においても、また、特別協定に基づくも、他のいざれの国家の領域においても

の規程で定める任務と権能 (powers) を行使する。」 International Criminal Court, Rome Statute of the International Criminal Court, Article 4, Legal Status and Powers of the Court, Core ICC texts, UN Doc A/Conf.183/9, 2187 UNTS: 90, <http://www.icc-cpi/get-involved/pages/academics-and-researchers.aspx> ICCは、110011年七月一日のローマ規程の発効により発効した。11011年1月1日現在、規程の当事国は1111カ国である。

- (80) Agreement establishing African Development Bank, 2016 Edition, Chapter VII Status, Immunities, Exemptions and Privileges, Article 50, Status, p.39 ICSID 条約第一八条と同趣旨のものと思われ、同様の評価が当たる。ADB 設立協定は、一九六三年八月四日に署名され、一九六四年九月10日に発効した。11011年1月1日現在、五四カ国が加盟している。なお、第五一条は、銀行が各加盟国において「完全な法人格」及ぶべく以下の法律的能力をもつとして、(1)契約を結ぶこと、(2)不動産及び動産を取得し、处分すること、(3)訴訟を提起することをあげてある。アフリカ開発基金 (ADF) 設立協定第四一条やカリブ共同体 (CARICOM) 議定条約第110条なども同様である。Agreement establishing African Development Fund 2011 Edition, Article 42, pp.1-17, at p.24. <http://www.adb.org/adb/filesadmin/uploads/adb/Documents/Legal-Documents/Agreement-establishing-african-development-bank> <http://www.adb.org/fileadmin/uploads/adb/Documents/Legal-Documents/Agreement%20Establishing%20the%20ADF%20ANG%20FINAL%202011.pdf>
- (81) Treaty establishing the Common Market for Eastern and Southern Africa, Article 186 Status, Privileges and Immunities, COMESA TREATY, pp.246-247. 二項で、共同市場が(a)各加盟国の領域で条約に基づいて任務の遂行に必要な法的能力をもち、(b)各加盟国の法の規則に従い動産及び不動産を取得し处分する権能 (power) を持つことを定め、第三項では共同市場の法人格の行使において事務総長によって代表されると規定してある。COMESA 条約は、一九九四年一月五日に署名され、一九九四年一二月八日に発効した。アフリカ東・南部地域の経済貿易圏の樹立をねらっており、構成員国は、一九カ国である。<http://www.comesacompetition.org/wp-content/uploads/2016/03/COMESA-treaty.pdf> (2016.10.23.)
- (82) 1100八年の一九五八年「ネルクス 経済共同体設立条約を改正した条約 Traité portant Revision du Traité Institutant L'Union Economique, Article 28 『L'Union Benelux bénéficie de la personnalité juridique internationale aux fin de l'octroi de priviléges et immunités』』 条約は、1100八年七月一七日に署名され、11011年一月一日に発効した。一九五八年の経済共同体設立条約では、國際法人格に関する規定はなかった。<http://www.benelux.int/files/3914/0067/7093/trait-Benelux.17.06.2008Ondekend.pdf> (2016.10.23.)

(83) そして、委員会の行為能力について、「とくに国際的レベルで条約を締結する能力」に言及している。しかし、同条は、機関が「その法的及び外交上の地位にしたがつて、契約の締結、動産・不動産の取得、訴訟当事者の能力をもつ」ととも規定し、加盟国の国内法上の地位も示しており、その意図は明らかではない。WIOTOは、一九九一年六月一九日に締結された条約に基づいて一九九一年二二月二日に発足した。<http://www.jus.uio.no/english/services/library/treaties08/8-02/west-indian-ocean-tuna.xml> (2016.10.19.)

(84) WCPFCは、一〇〇四年六月一九日に発効した「中西部太平洋高度回遊性魚種保存管理条約」に基づいて設立された。構成員は、日本、アメリカ、フランスを含む「六カ国と一組織（欧州連合：EU）である。<http://www.wcpfc.int/system/files/text.pdf> (2016.10.15.)

(85) SCO憲章第一五条では、同機構が「国際法の主体として国際法上の行為能力を有する」として、国際法上の主体としての性格とその属性である国際法上の行為能力に言及して、とくに条約締結能力をあげており、明確性と具体性において他の国際組織の設立条約と異なる特徴がみられる。SCOは、一〇〇一年六月一五日のロシア、中国、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン間の宣言で設立が決定された政治的・経済的・軍事的協力組織である。一〇一五年七月にインドとパキスタンの加盟が認められた。<http://www.scico.org/EN123/show.asp?id=69> (2016.10.18.)

(86) EFIは、フィンランドの森林産業団体の研究機関であったが、一九九三年九月九日に欧州の関係研究機関の代表が研究所を設立する文書（Act of Constitution）に署名し、フィンランド法に基づく非政府間組織として設立された。しかし、一〇〇三年八月二八日には欧州一一六カ国の代表が欧州森林条約（Convention）に署名し、国際組織として発足することになった。一〇一五年一〇月一日現在、ロシアを除いた東欧圏を含む欧州の諸国で条約を批准した「五カ国と大学を含む三五カ国」の森林や木材関係の「一〇〇」の研究機関が構成員になっている。<http://www.efi.int/Portal/>

なお、第二次大戦後の欧州の経済復興の一環として一九四五年九月二七日に設立された欧州中央内陸輸送機関（ECITO）に関する条約第八条一三項は、すべての構成国政府が機関の「国際的人格と法律行為能力」（the international personality and the legal capacity）を認めることを規定していた。同機関は、加盟国の非協力のため一九四七年春に財政的困難に陥り、執行委員会（Executive Board）と事務局長（Director General）の勧告をうけて、国連欧州経済委員会に任務を移譲し、同年九月二七日までに廃棄された。

(87) SELAは、一九七五年一〇月一七日にパナマ・シティで署名された「ラテン・アメリカ経済機構」（Sistema Económico Latinoamericano, Latin American Economic System,）設立協定に基づき、一九七六年に発足した地域的経済協力組織である。一〇〇六年

年の理事会第一回通常会合でパナマ条約における「ラテン・アメリカ及びカリブ」に置き換へりしを決定し、「ラテン・アメリカ・カリブ経済機構」(Sistema Económico Latinoamericano y del Caribe, Latin American and Caribbean Economic System)となつた。中南米とカリブ地域の諸国11八カ国が参加してゐる。[http://www.sela.org/media/267489/t02360002379-0-panamá\\_convention\\_establishing\\_the\\_latin\\_american\\_and\\_caribbean\\_economic\\_system-sela-2006.pdf](http://www.sela.org/media/267489/t02360002379-0-panamá_convention_establishing_the_latin_american_and_caribbean_economic_system-sela-2006.pdf)

(88) 同条は、MERCOSUR が「国際法上の法人格」(personalidad jurídica de Derecho International)をもつて規定している。Protocolo Adicional al Tratado de Asunción sobre la Estructura Institucional del Mercosur – Protocolo de Ouro Preto –, Capítulo II Personalidad Jurídica, Artículo 34, [http://www.mercosur.int/innovaportal/file/721/1994\\_protocoloouropreto\\_es.pdf](http://www.mercosur.int/innovaportal/file/721/1994_protocoloouropreto_es.pdf) 共同市場は、南米地域における域内関税の撤廃と域外共通関税を実施し、自由貿易の推進を目的とする組織である。一九九一年三月二六日にアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの四カ国で署名され、同年一月二九日に発効したアスンシオン条約と一九九四年一二月一七日に署名されたウロ・プレット議定書にもとづいて設置され、一九九五年一月一日に発足した。正式の構成員は、上記四カ国と発足後に参加したウルグアイとベネズエラを加えた六カ国である。正式名称は、Mercado Común del Sur または Mercado Común do Sul である。<http://www.mercosur.int/innovapc> (2016.10.18.)

(89) Andean Subregional Integration Agreement, Cartagena Agreement, Article 48. 同条は、共同体が「国際法上の能力または地位をもつて小地域組織である」と定めてある点は特徴がある。CAN は、一九六九年五月一六日にコロンビア、ペルー、エクアドル、ボリビア、チリの五カ国がアンデス地域の統合を目指してアンデス共同市場 (ANCOM) を創設したカルタヘナ協定を締結した。一九九六年三月一〇日のトルヒヨ議定書とその付属書、カルタヘナ協定改正議定書の採択を通じて ANCOM を改組して設立された。アンデス地域諸国の自由貿易と関税同盟組織である。構成員国は、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルーの四カ国である。正式名称は、Comunidad Andina (英語では Andean Community) である。<http://www.comunidadandina.org/> (2016.10.18.)

(90) 同条では、機関が「国際法人格と任務の遂行及び目的の達成に必要な法律上の能力」をもつて規定している。CDEMA は、一九九一年九月のカリブ災害緊急対応機関 (CDERA) に代わる組織として二〇〇九年九月に設立された。二〇一五年九月三〇日現在、カリブ海地域の一八カ国が参加している。<http://www.ifrc.org/docs/HRI/N740EN.pdf> 先行組織の CDERA の設立条約第16条1項にもまたたく同じ規定があつた。<http://www.caricom.org/jsp/secretariat/secretariat/legalinstrument.cdemajsp> (2016.10.18.)

(91) ASEAN 憲章は、1100七年一月110日に署名され、1100八年一月一五日に発効した。<http://www.asean.org/archive/publications/ASEANCharter.pdf> (2015.10.5.) ドットを参照。Chesterman, S., Does ASEAN Exist? The Association of Southeast Asian Nations as an International Legal Person, *Singp. YBILC*, vol.12. (2008), pp.199-211.

東部カリブ諸国機構 (OECS) 改正条約 (Revised Basseterre Treaty, 2010)、第二一条一項も以下のよう規定である。「機構は、國際組織として法人格を享有する。」二一項では、OECS が(a)構成員国の領域内で条約にもとづく任務の遂行に必要な法的能力をもち、(b)動産・不動産を保持し、処分する権能 (power) をもつとし、国内法上の人格をもつことを示している。しかし、第二〇条では、機構の目的の達成を容易にするような関係を他の国際組織や国家と樹立して、そのための正式な協定を締結し、効果的な関係を樹立する旨規定して国際法人格をもつことを明確に示している。一九八一年六月一八日の OECS 設立条約 (Treaty of Basseterre) 第一七一条一項にも同内容の規定があった。United Nations Treaty Series (UNTS), vol.916, (1983), pp.17 et seq. なお、11010年六月一八日の改正条約には、OECS の経済連合を設立する議定書が付された。11016年一〇月一八日現在、OECS の構成員国は九カ国である。  
<http://www.oecs.org/mediacenter/pressrelease/535-statement-on-passing-of-basseterre-signatory> (2016.10.18.)

(92) 一九五二年七月二三日に発足して1101年に廃止された欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の設立条約第六条は、次のような規定であった。「共同体は、法人格 (juridical personality) を有する。共同体は、その国際関係における任務の遂行と目的的の達成のために必要な法的能力 (juridical capacity) を有する。(以下省略)」一九五八年一月一日に発足した欧州経済共同体 (EEC) の設立条約第二一〇条と欧州原子力共同体 (EURATOM) の設立条約第八四条は、いずれも「共同体は、法人格を有する。」と規定していた。「法人格」が国際法人格を含むことは、共同体の内外で広く認められていた。一九六七年七月の統合条約で三共同体の運営機関が統一され、ECSC と EURATOM の運営機関は、EEC に引き継がれた、法的に独立した三共同体は、「欧州共同体」(ECS) と総称された。二〇〇九年一二月一日に発効したリスボン条約によって従来の欧州連合の三本柱の構造が廃止されて、EC が消滅した。EURATOM は存続している。一九九三年一月一日のマーストリヒト条約にもとづく欧州連合 (EU) の成立にともない、EEC は、単独の欧州共同体 (EC) となつたが、その設立条約第二八一条も、共同体の法人格を明示的に規定し、国際法人格を含むものとみなされていた。しかし、マーストリヒト条約では、EU の法人格に関する規定が設けられず、同条約の起草過程で意図的に見送られたようである」と、EU が法人格をもたない旨の一部の有力な関係者の発言などから、連合の法人格を否認する見解があつた。

イートンは、EUの法人格を否定する根拠として、以下の点をあげた。(1)マーストリヒト条約には、EC条約第二一〇条のように法人格を認めた明示的な規定がない。(2)同条約では、対外的条約を締結する」とに関する権限（規定）が共同体にあるなど、EUが法人格をもつたのであれば、期待される任務が実際には連合ではなく、共同体にある。(3)同条約の準備作業 (travaux préparatoires)（非公表）における連合に法人格を与えないという明確な意図が証拠になる。理事会の議長職（オランダ）が連合の法人格を明確に否認し、委員会の法務局長が支持したことに依拠したものである。実際、一九九六年の政府間会議に向けて作成されたEU議会の白書などにおける関係国や理事会、委員会などの見解には、上記のよ／＼な論者の主張に重みを持たせるものがある。Eaton, M.R., Common Foreign and Security Policy, O'Keeffe, D. & Twomey, P.M. (eds.) *Legal Issues of the Maastricht Treaty*, Chancery Law Publishing, (1994), pp.215-225, at p.224. Chesterman, *ibid.*, p.203. 山根裕子『新版EU/EC法 欧州連合の基礎』、有信堂、(一九九六)、一五一六頁。

一九九六年一月三〇日付の欧州議会事務局のタスクフォースが起草した主要問題に関する文書 (Briefing) では、連合の法人格に関する要約 (Summary) において、「現在のところの欧州連合は、法人格をもつてこない」(The European Union does not at present enjoy legal personality) と述べている。そして、同問題に関する欧州理事会、欧州委員会、欧州議会、(アリーフィング・グループの一九九五年一二月五日の報告書)、構成国政府などの見解を明らかにしている。これらの見解のEUの法人格に関する主要点を示せば、以下のようなものである。①欧州理事会・欧州連合条約（マーストリヒト条約）は、連合に法人格を明示的に与えなかつた (did not expressly assign legal personality) ので、連合は、とくに連合の外部 (outside world) への法的な約束に関しては、共同体 (Community) よび／または構成国を通じて行動しなければならない。②欧州委員会：「委員会は、EU条約を機能させる」とに関する一九九五年五月一〇日の報告書の欠陥に気付いている。これは委員会が連合の法人格に賛成であることを意味する。③欧州議会：「欧州議会は、一九九六年の政府間会議を予想し、欧州連合条約を機能させる」とに関する一九九五年五月一七日の決議において欧州連合がまもれぬ／(in its own right) 法人格を与えるられるべやであると主張する。」

European Parliament Intergovernmental Conference Task Force, White Paper on the 1996 Intergovernmental Conference, Provisional Version, Vol.III, No.20, Briefing on the Legal Personality of the Union, Luxembourg, 30 January 1996, pp.16. 一九九六年六月一七日の理事会(フローヌス会期の議長職報告書および補遺)におけるEUに法人格を明示的に付与する内容のEU条約草案に関する以下の部分を参照。White Paper on the 1996 Intergovernmental Conference (Stenographic), Annex (vol.1), Official Texts of the European Union Institutions, 1.B Florence

European Council 21 and 22 June 1996, Presidency Conclusions, Report from Presidency-Florence, 17.06.96, Chapter III, Greater capacity for external action, I. Legal Personality for the Union, pp.101-103, Addendum to Report, 18.06.96, Draft Texts, 7.Legal Personality for the UNION, pp.154-158.

しかし、クラバースは、マーストリヒト条約に基づく欧洲連合の共通外交安全保障政策を推進するには、対外的な行動が不可欠であり、連合が国際法人格をもたずに対外的行為を行うことは想定できないと主張していた。連合が一九九四年にノルウェー オース レリア、フィンランジ、スウェーデンなどと交換書簡を取り交わしていたりいや、同年のEUによるモスタル (Mostar) の統治は、国際法人格の存在を示すものであったとして、国連の場合と同様に連合の国際法人格が推定されるとした。Klabbers, Presumptive Personality, *op. cit. supra*, note (62), pp.232-233, 249-252.

クラバースが指摘してゐる所へ、一九九四年八月二九日にEUとノルウェーなどの四カ国との間でこれらの諸国のEU加盟までの期間に行われる決定や措置についての情報と協議手続に関する交換書簡が交わされていた。交換書簡では、EUが協議手続に同意する旨確認した。1994N/AFL/ECL, *Official Journal C24L*, 29/08/1994 P0399. 条約法上、簡易手続の交換書簡も当事者の権利義務を定める限り条約として扱われるが、EUが協議手続に関して一定の義務を負つたとみられるため、この交換書簡も条約としての要件を満たしていたと見てよいであろう。EUは、たしかにマーストリヒト条約の共通外交安全保障政策に関するJ33条に基いて一九九四年七月二三日から二年間にわたつて、旧ユーゴスラビア領内のモスタルの統治を行つた。この統治は、理事会が一九九三年一一月八日の以降のボスニア・ヘルツェゴビナに対する人道的支援の一環として、一九九四年一〇月三一日の理事会決定で確定し、同年一月一二日の理事会の決定で確認された。31994D0790\_94/790/CFSP, *Official Journal L326*, 17/12/1994 P00020002.

共通外交安全保障政策の一環として実施された領域の統治は、EU条約の明示的な規定に基づいておらず、EU条約の目的の達成に必要な、いわば黙示的の権限として実施されたとみるほかはない。条約の締結や領域の統治は、国際法人格を持たない主体が行いえない国際法的行為であるから、クラバースが主張するように、EUは、マーストリヒト条約のもとで国際法人格をもつことが認められる地位にあつたとみるほかはない。

いずれにしても、マーストリヒト条約における法人格に関する明確な規定の欠如は、EUの国際法人格を否定する根拠にはならないものであつた。また、条約締結権などの対外的権能がECにあつたにしや、EUの共通外交安全保障政策(CFSP)に関する任務

## 45 (43-1-45) 国際組織の国際法人格の理論と実際（二・完）（東）

や EU による他の国家との交換書簡の形式による条約の締結やモスタルの統治が示すような実行を考慮すれば、後者の国際法人格を否定する根拠としては不十分であったといえよう。むしろ、EU 条約の採択に重要な役割をはたした理事会議長職と委員会法務局長の EU の法人格を否定する見解は、相当な重みと説得力をもつものであったが、やはり EU の実行を通じて覆されていく。したがって、マーストリヒト条約において EU の国際法人格の存在は、EU と関係国の事後の実行を通じて EU 条約の解釈として確認されたといえるであろう。

他方、マーストリヒト条約に EU の法人格に関する規定が盛り込まれなかつたのは、意図的なものではなく、たんなる見落としに過ぎないというクラバースの見解 (*ibid.*, p.239) も疑問である。同条約の起草に関わつた関係者の EU の国際法人格に関する消極的な発言や、上記の一九九六年の政府間会議の関係文書などの事実からも、たんなる見落としとは考えにくいからである。

(93) 国際商品組織 (international commodity organizations) は、国際的な商取引の対象となる一次産品の穀物やコーヒー、ココア、砂糖、ジユート、天然ゴム、熱帯木材などの生産、輸出入量、価格の安定などを目的として、輸出入国間で締結した協定に基づいて運営される複数の国際組織のことである。活動が世界的な規模であるが、構成員の数が限られていて、地域的国際組織や普遍的国際組織として扱いにくいため、この項目を設けることにした。

(94) 一九九二年一月二〇日に署名され、一九九三年一月一日に発効した国際砂糖協定第六条第一項は、ISO の国際法人格を規定し、一項で機関の契約の締結、動産・不動産の取得及び処分、訴訟を提起する能力を掲げているが、三項では、本部所在地国のイギリスにおける地位や特権免除に関しては、一九六九年のイギリス政府との間の本部協定が継続して適用されるとしている。一〇一六年一〇月一一日現在、構成員は、六二カ国と欧州連合 (EU) である。International Sugar Agreement 1992, Chapter III, International Sugar Organization, p.3. <http://www.issugar.org/AboutEnglish%20ISA%2092.pdf> (2016.10.19.)

(95) IOC の設立条約は、一〇〇七年五月二五日に発効した「オリーブ油及び卓上オリーブに関する国際協定」(International Agreement on Olive Oil and Table Olives) である。IOC の構成員は、一六カ国と EU である。UN, International Agreement on Olive Oil and Table Olives, Chapter III International Olive Council, Article 5, 1.p.12. <http://www.internationaloliveoil.org/estaticos/view/101-Basic-texts/2016.10.19.>

(96) IJSG は、国際ジユート機関 (IJO) の後継組織である。協定は、一〇〇一年三月二〇日にシドネーブで締結された国際ジユート

研究会 (IJSG) の任務設定協定である。110 一六年一〇月一日現在、研究会の構成員は、イハム、バンダラチヌの二カ国と EU 及び構成国一七カ国である。UN Agreement establishing the Terms of Reference of the International Jute Study Group, p.16(a), Legal Status, p.8. <http://www.jute.org/Agreement.pdf> (2016.10.19.)

なお、国際コーヒー機関 (ICO) の設立条約である110七年の国際コーヒー協定第七条一項や国際ココア機関 (ICCO) の設立条約である国際ココア協定第五条一項、国際ゴム研究会 (IRSG) 憲章 (Constitution) 第二三条一項、国際穀物理事会 (IGC) の設立条約である国際穀物協定を構成する一九九五年の穀物貿易条約第一〇条一項、国際熱帯木材機関の設立条約である110一一年の国際熱帯木材協定第一七条などでは、これらの組織が「法人格」(legal personality) をもつことを明示的に規定している。しかし、同じ条文で組織が「とくに」契約を締結する能力、動産及び不動産を取得し処分する能力、訴訟を提起する能力などをもつとしており、国内法上の人格をもしていいるともされるが、はつきりしな。これららの法人格を規定した条文や別の項では、組織が本部所在国との間で締結した本部協定に言及していく。国際法人格をもつことを示してこ。<sup>98</sup> ICO, International Coffee Agreement 2007, Article 7, (1), p.8. <http://www.ico.org/documents/ica2007e.pdf> (2016.10.20.) UNCTAD, ITTO, International Tropical Timber Agreement 2010, Article 5, 1, p.8. <http://www.itto.int/en/Downloads/brochure/ifta1995.pdf> (2016.10.21.) <http://www.itto.int/ja/ifta.pdf> (2016.10.21.)

(97) 註 (91) を参照。

(98) (1)普遍の国際組織の設立条約の例では、すでにみたように、国際海底機構 (ISA) の国際法人格に関する国連海洋法条約第一七六条、国際刑事裁判所 (ICC) の国際法人格に関する裁判所規程第四条一項を参照。(2)地域的国際組織の設立条約では、アフリカ開発銀行 (ADB) の設立協定第五〇条、東・南部アフリカ共同市場 (COMESA) 条約第一八六条、西インド洋まぐろ類機関 (WIOFO) の設立条約第八条一項、中西部太平洋マグロ類委員会 (WCPFC) の設立条約（高度回遊性魚種保存管理条約）第九条六項、上海協力機構 (SCO) 憲章第一五条などがある。本文の関連個所を参照。ベネルクス新条約第二八条は、ベネルクス共同体に特権免除を与えるために国際法人格をもたせることを定めた条文である。註 (82) 参照。

(99) 註 (92) を参照。

(100) 佐藤哲夫は、わが国においての点に関して明確な立場を示している数少ない論者である。佐藤哲夫『国際組織法』有斐閣

(1)〇〇五)、九六一九八頁。

(101) 本文三頁と註(46)を参照。

(102) 國内法においては、法人格者は、基本的に権利・義務関係の主体、すなわち法上の主体として、当然のように一定の権利や義務を享有することから、法人格と權利（義務）や法律上の行為を行う能力と結び付けて論じても、さほど不自然ともいえない側面がある。しかし、國内法においても、法人格の概念には、法主体の権利・義務を持つ資格や地位を示す以上の意味はない。實際、これが法人格の概念から循環論法が生じることを回避する唯一の方針である。

(103) 「國際法人格は、たんなるレッテルではない」というラマ・モンタルドの主張には、法人格概念の重要性という意味では、肯定できる要素もあるが、彼のように國際組織の國際法人格から國際法上の行為能力を導くことは、循環論法であるだけでなく、具体的な行為能力の認定においても恣意的にならざるを得ない。他方、國際法人格からすべての國際的な権利義務（能力）や國際法上の行為能力ではなく、若干の能力のみを導くとすれば、選別の根拠が恣意的にならざるを得ない。Rama-Montaldo, *op. cit. supra*, note (61), p.113.

(104) ILC. 55th Sess 275th Meeting 8 May 2003. The Responsibility of International Organizations (A/CN.4/529, sec. E, A/CN.4/532, A/CN.4/1632), *ILC Yearbook 2003*, vol.1, p.15, para.1.

(105) Seidle-Hohenfelder, vol.25 (1965), pp.35-72, at, p.36. R. Egger, *Dl. op. cit. supra*, note (2), p.36. その他の論者によるべし、註(59)を参照。

(106) 國際法委員会が一九八二年の第三四会期に条文案を探択し、国連が主催した外交全權會議で一九八六年三月二一日に採択された「国と國際機関との間又は國際機関相互の間の條約についての法に関するウイーン条約」第六条は、「國際機関が條約を締結する能力は、当該國際機関の規則によるものとする。」と規定して、國際組織の國際法人格と条約締結能力を結び付けてこない。Question of Treaties concluded between States and International Organizations or between two or more organizations, ILC Report, 34th Sess. Doc. A.37/10, *ILC Yearbook, 1982*, Vol.II, Part Two, pp.9-77, at 33-34.  
國際法委員会の起草委員会が二〇一一年の第六三会期の第一読後に条文案(A/CN.4/L.778)を探択し、委員会の報告書に記載して国連総会が二〇一一年一二月九日の決議六六／一〇〇三一〇一四年一一月一〇日の決議六九／一一六〇「留意」(take note)した

「国際組織の国際責任に関する条文」の用語の使用法に関する第二条(a)は、国際組織が国際法人格をもつゝと明示的に定めた画期的な規定である。しかし、国際法委員会には、国際組織の国際法人格と国際違法行為（能力）や責任能力を結び付ける意図がなかつた」とは、第三条の国際組織の国際違法行為と責任の関係、第四条の国際違法行為の要素に関する規定からも窺える。ILC Report, 63rd Sess 26 April-3 June and 4 July-12 August 2011, Responsibility of International Organizations, Texts and titles of draft articles 1 to 67 adopted by the Drafting Committee on second reading, 2011, ILC Report, A/66/10, 2011, Chap. V, paras. 77-88.